# 平成 26 年度事前分析表 (案)

	~—·	ン
政策 2	適正な行政管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善・・・・・・・・・・・・3	
政策 4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等・・・・・・・・・・ 1 O	
政策 5	地域振興(地域力創造) ・・・・・・・・・・・・・・・13	
政策 6	地方財源の確保と地方財政の健全化・・・・・・・・・・・・16	
政策7	分権型社会を担う地方税制度の構築・・・・・・・・・・・・18	
政策8	選挙制度等の適切な運用・・・・・・・・・・・・・・・・20	
政策 9	電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・23	
政策 10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進・・・・・・・・・・・・・29	
政策 11	情報通信技術高度利活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・33	
政策 12	放送分野における利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・41	
政策 13	情報通信技術利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・42	
政策 14	電波利用料財源電波監視等の実施・・・・・・・・・・・・・・・45	
政策 15	ICT分野における国際戦略の推進・・・・・・・・・・・・・49	
政策 16	郵政民営化の確実な推進・・・・・・・・・・・・・・・5 1	
政策 17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進・・・・・・・・・・・・・53	
政策 18	恩給行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・55	
政策 19	公的統計の体系的な整備・提供・・・・・・・・・・・・・・56	
政策 20	消防防災体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・59	

(総務省26-②)

												(小心力)目20 (2)
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	2:適正な行政管理の実施						担当部局課室名	行政管理局(企画調整誤	<b>『</b> 、管理官	作成責任者名	行政管理局企画調整課課長 横田 信孝 行政管理局管理官 菅原 希 行政管理局管理官 植山 克郎
政策の概要		双運営の見直し・改善を図ると 対率的・効果的な実施を推進す		する行政特	制度を管理すること	により、彳	<b>亍政の総合的か</b>	12.11的原土1	室)		分野【政策体系上 の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】		で行政法人制度の運用に関する場合 日等の情報公開・個人情報保護制							制度、行政不服審査制度及び	国の行政	政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの目 年度ごとの実	績(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定		
				基準年度		目標年度	264	F度	27年度			
	1	各行政機関が所管する情報 システム数	1, 450	24年度		30年度	1, 2	227	1, 128	25年中に 府 CIO の 合、必要 共通プラ	政府情報システム改 の指導の下、重複する 性の乏しい情報シス ットフォームへの移	年6月14日閣議決定)において、平成 革に関するロードマップを策定し、政 5情報システムやネットワークの統廃 テムの見直しを進めるとともに、政府 行か加速すること等により、30年度ま
		ンステム数			移行するものが 252)					でに現在の情報システム数(24年度:約1,500)を半数近くまですることとされている。これらの取組は、行政運営の効率化に資することから、指標とし設定。 ※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施		効率化に資することから、指標として
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	2	申請・届出等手続における オンライン利用率	41. 2%	24年度	平成27年度値以上	28年度	平成25年	度値以上	平成26年度値以上	続に係る 便性向上 を設定。 関係省庁	利便性を推進するこ に資することから、 オンライン手続の利 は、28年度末を目標	に向けた改善方針に基づいて、行政手とは、行政運営の効率化及び国民の利それらの指標としてオンライン利用率便性向上に向けた改善方針に基づき、年度とする3か年の改善取組計画を策定標年度を28年度に設定。
	3	業務改革の推進状況	各府省における業 務改革の推進方策 の検討	25年度	各府省の業務改革 の推進による行政 運営の効率化及び 行政サービスの向 上	27年度	社会保障・税利人に係る業務がで、各所省には革の推進を図る	を始めとし 度 おける業務改 層	象となる業務を平成26年 から拡大させた上で、一 の業務改革の推進を図 。	閣議決分のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、	)において、情報通局等を始めとする行正化等行政の合理化こととされて、業務の 当たっては、業務の野等について、	取扱いについて」(平成25年11月15日 信技術を活用した業務改革の推進、地 政事務・事業の整理、民間委託、人事 、能率化を積極的に推進する等の措置 また、「IT国家創造宣言」において、 革を徹底し、また、番号制度を導入す サービスと業務改革及び情報システム 着実に取り組むこととされている。こ 標に設定。
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	4	独立行政法人制度の改革	新しい独立行政法 人制度の創設に向 けた検討	25年度	新しい独立行政法 人制度の円滑な運 営	27年度	独法会計基準は事項の見直してい独立行政が円滑な移行を配	等を通じ、新 運 法人制度への し	制度移行後においても、 営実態等を適切に把握 、必要な見直し等を行 。	準備を行 の政策実	うこととなるが、今 施機能が最大限発揮	て、新しい独立行政法人制度への移行 回の改革を実現するに当たり、各法人 され、成果の最大化を図ることができ であることから、目標として設定。

行政手続制度及び行政不服審査制	行政手続制度に基づき、標 5 準処理期間を定めているも のの割合		41. 2%	21年度	平成21年	度値以上	27年度	多くの処	握した上で、より 分について標準処 設定されるよう周 る	実績を把握した上で多くの処分について理期間が設定される知に努める	で標準処 請のの 益年を 一様のの 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様	改運営の適正化の観点から、標準処理期間の迅速な処理の確保に資することとなり、 り数済につながることとから、指標及とび目標 実実績値を基準として目標値を設定)。立 実施により、申請に対する処分のうち新記 里期間の設定状況を把握するとともにより、 標準処理期間の設定を促すことにより、 標準処理期間については、設定することが ののである。	ひいては国民の権利利 3値として設定(平成21 のため、施行状況調査 されたものに係る標準 されたものは係る標準 の結果を踏まえ必要に 改善促進を図る。
度の適正かつ円滑な運用により、 行政運営における公正の確保及び 透明性の向上並びに簡易迅速な手 続による国民の権利利益の救済を 図ること	6	行政不服審査制度の見直し	新しい行政不服審 査制度の創設に向 けた検討を開始	24年度	新しい行政 査制度の近 行		28年度		T政不服審査制度の 類規定等の整備 	新しい行政不服審 周知、研修 ー	等れる	民に広く申立ての道を開く行政不服審査制 る公正な行政の基盤ともなる仕組みであり 即した見直しを進める必要があることから 記	、制定50年を経て時代
		行政不服審査制度につい て、3か月以内に審査請求 が処理された件数の割合	23.9% 国:32.0% 地方:15.7%	21年度	平成21年	<b>変値以上</b> 27年度		周知等の機会に、現行制度 についても迅速な処理を促		新しい行政不服審査 周知等の機会に、5 についても迅速な处 し、改善を図る。	記刊制度 になる たまま に は ない 連値 し の 何	を請求について、個別の事案に応じて事務 ることに留意しつつ、審査請求の処理を与 な確定を進めることは、国民の権利値か 営に資することから、指標及び目標値とし きを基準として目標を設定)、施行状況 し、適切な対応を行うことや、施行状況 関向を把握するとととにより、改善促進を 手続の実施を促すことにより、改善	期に進め、処分の最終 救済及び行政の適正な で行政の道正な で行政機関からの照会に がよりが、 が でいた。 が でいた。 が でいた。 が でいた。 が でいた。 が でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関: 99.9% 独立行政法人等: 99.2%	24年度	平成24年原 (100%を す)			平瓦	t24年度値以上	平成24年度値 (100%を目指	以上 30 E こと め、 用り の道	な機関等の保有する情報の迅速な開示の 司以内。延長した場合には延長期限内)に とが、行政の信頼性及び透明性の向上に資 また、施行状況調査の実施等により行政 状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会 箇正かつ円滑な運用を徹底することにより ひとして、指標及び目標値を設定(平成24 目標値を設定)。	開示決定等がなされる すると考えられるた 機関等における制度運 機関等における制度運 議や研修を通じて制度 、改善促進が図られる
用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護 を図ること		国の行政機関等における個 人情報保護制度において、 個人情報の漏えい等事案の 件数(行政機関及び独立行 政法人等)	行政機関 : 475件 独立行政法人等 : 622件	24年度	平成24年原減少(109 指す)		27年度	平成2	4年度値より減少	平成24年度値よ (10%減を目指	り減少 情報 る (新聞) (新聞) (新聞) (新聞) (新聞) (新聞) (新聞) (新聞)	な機関等における個人情報の漏えい等事事 級の適切な管理を実施することは、国民の ると考えられるため、また、施行状況 等における制度運用状況を把握し、そ 等における制度の 管促進が図られるものとして 実績値を基準として目標値を設定) においる において においる において において において において において において において において	権利利益の保護につな の実施等により行政機 課果を踏まえ、連絡会議 徹底することに平成24年 では、配送を請け負った
	手段			予算額	(執行額) <sup>(※</sup>	(※2)		関連する		<u> </u>	を成手段の概要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成26年行政事業
(開始	工作	<b>ž</b> )	24年度	25	年度	26⊈	丰度	指標					レビュー事業番号
		里実施事業 l21年度)				217百	万円	1~9					0001
										施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
政策の予算	政策の予算額・執行額								系する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月 14日閣議決定	3. 公共サービスがワンストップで誰でもど、 社会の実現 (1)利便性の高い電子行政サービスの提信 (2)国・地方を通じた行政情報システムので (3)政府における IT ガバナンスの強化	ŧ
	1 政策とは、「日標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年									第186回国会(常会) 総務委員会におけ る総務大臣所信表 明	(衆)平成26年 2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服署性の向上、使いやすさの向上、国民の救済から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改まいります。」	手段の拡充、拡大の観点

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-③)

<u> </u>											(1007)3 日20		
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	3: 行政評価等による行政制度·	運営の改善							作成責任者	3 行政評価局総務課長 白岩 俊		
政策の概要	【行は 析し 【政策 価の 【行は	政評価局調査】各府省の業務の員 、改善方策の提示や政府全体の 策評価推進】政策評価に関する基 )的確な実施を推進する。	ミ施状況についての全国統一性の確保などのため を本的事項の企画立案、₹ ・関する苦情等を受け付し	的規模の記 の政策の 各府省の政	明且により、休逸に同處ぶで大皿111に111年 カー			担当部局課 室名	行政評価局総務設 課	分野【政策	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】		な評価局調査、政策評価推進及び ること。	行政相談の各機能発揮	を通じて、彳	〒政機関の実施する業務G	の不断の見	直し、質の向	]上、国民の行	- 〒政に対する信頼 <i>σ</i>	)確保 政策評価実施	平成29年8月		
								年	度ごとの目標(値)	·			
施策目標		測定指標	基準(値)	·····	目標(値)	<b>5</b>		年	度ごとの実績(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度		目標年度	26年	度	27年度	28年度			
			【全国規模の調査】 平成25年度は、前年 度から調査実施中の テーマのほか、新規 に9本のテーマに着 手した。	25年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに 着手する。	26年度	【全国規模 査】 新規に10本 マに着手す	のテー					
各府省の業務の実施状況につい て、各府省の課題や問題点を実証 的に把握・分析し、その結果に基 づき改善方策を提示することによ	1		1 ;	行政評価局調査の迅速かつ的 確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、25年度末までに勧告を行った。残る3本のうち1本については、26年4月に勧告を行った。	25年度	【全国規模の調査】 前年度から調査計11本にでの調査計11本にでの適期に を計12を存在での適期に を存在ででのがであまた、26年度を行うの新規結 また、26年度の新規結 また、27年度のでではまでの適りではまでではできる。 での適りではまでの適りのよう。 (別紙参照)	26年度	【査前のいま等ま規い27期るる 全】年調てでをた着て年によ。 財 か計、適う26テ、末告調別 が計、適う年、末告調別	実本年に 度マれでをを 施に度勧 のにぞの行進 中つ末告 新つれ適えめ			それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、着手から勧告までの期間は、原則として12か月としている。
り、行政制度・運営の見直し・改 善を推進すること					【业战引动调本】		新左连 N L	0 B # E E E	### 1 = 3 ## O		-		
			【地域計画調査】 管区行政評価局、行 政評価事務所等にお いては、年金記録報 認業務の進捗状況を 踏まえつつ、29局所 で、14本の地域計画 調査を行った。	25年度	【地域計画調査】 地域における行政上の 問題について具体的改善を推進するため、年 金記録確認業務の進捗 状況を踏まえつつ、、地域計画調査を着実に実施する。	28年度	前年度以上する。	上の実施局所数及びテーマ数の地		心域計画調宜を美加	行政評価局調査のうち、地域計画調査は、管区行政評価局、行 一政評価事務所等が地域における行政上の問題について具体的改善 善を図るために企画・実施するもので、原則として年度内に改善 善意見の通知等を行うもの。他方、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域における行政上の問題及び実施体制に応じ着実に実施するもの。		
	2	行政評価局調査に係る勧告等 に基づく、関係府省の政策へ の反映、行政制度・運営の見	全国規模の調査に基 づく勧告等に対する 改善措置率(平成25 年度に2回目のフォ ローアップを実施し	25年度	過去3年間の実績の平 均値を上回ることを基 本目標とする	28年度	91. 5%	以上 26	6年度実績値以上	27年度実績値以上	・指標については、勧告後、2回目にフォローアップを実施した時点での改善措置率を測定することとした。勧告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実		
			たテーマ4本分) 88.7%		(下口)水C プの						際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから、2回目のフォローアップ時点では、過去3か年(23~25年度)の実績の平均値を上回ることを目標として設定した。		

	3	目標管理型の政策評価の質の向上	〇との平況・表レたが通にた・差体策を取 〇との平況・表レたが通にた・差体策を取 で実践に全にど事記化な 事携初年下省い一名さ完た 事携初年下省い一名さ完た で実お前政通業が年が ののれ業把さ のの新を がはたい で実お前政通業が年が ののれ業把さ のの新を がはたい がなともみ事に施 価化らと がない。 がはので実お前政通業が年が ののがまれたが ののがまでは で実お前政通業が年が ののがでととれて所 ともみ事に施 価化らと がはのを がはのがない。 でまれている にいるで実お前政通業が年が ののがまでは のの新を は取たい にいると にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	25年度	全府省における行政事業化との連携準化を取扱ででは、一との連携準化・取扱ででは、一人の連続をできる。	28年度	全以さ①前政シ事を②の把組③に評④わさ価所下れ「分事一業適施状握 測基価施せれ内に取。策表レ」とにとをる 指くにの評とをお組 評」ビと事記事一更 標5記節価と深いが 価にュ共業載務体な の区載目がも掘いた ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは	27年度当初に作表 生事前、26年で では では では では では では では では では で	28年度当初に作成 自事が 26年度 当初に作表 を 当初に 127年で 127	政策評価書の質の向上  ・政策評価を、実効性あるPDCAサイクルの確立に一層 貢献できるものとすることで、効果的・効率的な行政の推 進、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に 信頼される質の高い行政の実現が図られるものである。こ のため、 (1) 施策と事務事業の関係を明らかにし、情報の共有や 相互活用を進める等、行政事業レビューとの連携強化 (2) 政策評価の結果を府省横断的に活用し、国民の目か ら見て分かりやすくすること (3) 評価対象を重点化し、評価内容を深掘りの上踏み込 んだ評価としていくこと に取り組んでおり、これらの取組状況を測定指標として設 定。 ・目標については、(1)は25年度から、(2)、(3)は、26年 度から全政府的に実施していくものであり、当初は形式的 な点を把握し、次第に内容に踏み込んで把握する予定。	
政策評価の推進により、効果的か つ効率的な行政の推進、国民への 説明責任を果たすこと	5	4	他の政策評価の質の向上 (とを観性担保評価の質の向上 のを観性担保でいる動業を をして、租業を の点検において、租業と を の点検規制の点は を で の点検 規制の点 を で の は の は は は の は は は は の は は は は の は は は は る 政 い る み は に る め ら は に る み に る み ら は に る み ら に る み ら と に る ら と に る ら る ら と に る ら る ら と の ら る と の と の と の と の と の と の と の ら の と の と の	①38% ②58%	25年度	①40%程度 ②70%程度	28年度	①30%以上 ②60%以上	26年度の実績を踏まえ、27年度当前と作成する事が が表において。	①40%程度 ②70%程度	・政策評価の点検を通じて、各府省が行う政策評価が落観 的かつ厳格に実施でを通じて、各府省が行う政策評価が補足 説明や評価書の修正を求めることは 上(情報の充実)し、国民への説明責任が一層果たで図 上(信報の充実に信頼される質の高い行う政策評価がれるものと考えられることから、各方がでのとの これにより国民に信頼されるものとのででである。 を観かの一般格に実施されていることを測るものとしてを 設定し、点検過程で各府省に補足説明でとを測るものとした結果、情報の充実が図られていることを測るものとの がた結果、情報の充実が図られていることを測るものとのででである。 ・公共事業の点検方針を26年度から変更(過去に指摘を行って②を設定。 ・公共事業の点検方針を26年度から変更(過去に指摘を行って②を設定。 ・公共事業の点検方針を26年度から変更(過去に指摘を行って②を設定。 ・公共事業の点検方針を26年度から変更(過去に指摘を行って②を設定。 ・公共事業の点検方針を26年度から変更(過去に指摘を示して②を設定といて②を報度についてもの、その後も改善が進むものとして28年度目標値を試算。
		政策評価に関する研修の参加 者アンケートにおける「業務 の参考になった」とした回答 者の割合	83. 6%	25年度	平成25年度の基準値及 び前年度の実績値を上 回ることを目標とす る。	28年度	83. 6%以上	26年度実績値以上	27年度実績値以上	国民に信頼される質の高い行政の実現のために、政策評価を効果的に実施することが必要であり、政策評価に関わる職員の資質の向上が重要である。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第20条において、「政府は、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない」とされており、また「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)においても、「総務省は、政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする」とされていることから平成25年度の実績値を基準として目標を設定。	
	6	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用した データ又はその所在情報の記 載率	82% (各府省別、政策評 価の対象別に評価書 を計100件抽出して確 認。)	25年度	平成26年度から28年度 にかけての記載率を、 前年度実績値より上昇 させる。	28年度	82%以上	26年度実績値以上	27年度実績値以上	政策評価情報の分かりやすい公表  国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定。	

政策評価の推進により、効果的か つ効率的な行政の推進、国民への 説明責任を果たすこと	7	政策評価ポータルサイトを利	行政事業レビューの 情報について、つかりませいでは、 りように、政事業を 報とはでは、 報と一一対応とした。 関覧可能とした。	25年度	閲覧メニューの改良や 閲覧可能情報を増やす など、内容の充実を図 る。	28年度	目標管理型の政策管理型の情報は一貫では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	26年度の実績を踏まえ、27年度前に作成する事前、 が表においての充実について 目標を設定予定。	26年度及び27年度 の実績を踏まれた 28年度当初析表の するいでも まいていて 実につか定。	国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」その他の政策評価に関する情報をインターネット上1の関係を行った。同時であるに対して分かりやすく提供している。同サイトにおいては、閲覧メニューの改良や閲覧可能情報を増やの内容の充実を目標として設明責任の観点から重要であるいとから、各府省における政策評価に関する情報の更新までの期間である。との関連である。との関連である。との関連である。との関連であるにおける政策評価に関する情報の更新までの期間である。との関連である。との関係に対している。との関係に対している。との関係が必要がある。との関係が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が		
	,	用した利便性の向上	各府省において公表 された政策評価に関 連する情報91件のう ち、88件(96.7%) について1週間以内 にリンクを達成。	25年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新。	28年度	100%	100%	100%	- (1週間以内)を目標として設定。 加えて、上記の対応により利便性を向上させることに よって、結果としてアクセス数を前年度より増加させることを目標に設定。		
			平成25年度のアクセ ス件数(トップペー ジ)22,158件	25年度	前年度実績より増加させる。	28年度	22, 158件以上	26年度実績以上	27年度実績以上			
	8	中央・地方の行政苦情救済推 進会議の審議案件数	47件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平 均値を上回ることを基 本目標とする	28年度	47件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	・行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要な		
乞파·田·敦· <b>尔·</b> ·张·/	9	行政評価局(管区行政評価局 及び行政評価事務所を含 む。)における行政相談の総 処理件数	168, 047件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平 均値を上回ることを基 本目標とする	28年度	168, 047件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	過去3年間の実績 の平均値を上回る ことを基本目標と する	あっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることは、制度の機能発揮の上で欠かせないことから、左記の4つの測定指標を設定。 ・・当該測定指標については、①過去3年間の実績の平均値が前年度(平成25年度)実績(速報値)を上回っている指標につい		
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	10	では、当該実績平均値以当を表現では行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度	ては、当該実績平均値以上を(26年度)目標値として設定、② 当該実績平均値が前年度実績(速報値)を下回っている指標に ついては、前年度実績値以上を(26年度)目標値として設定。 (注1)測定指標9の総処理件数の実績平均値の算定に当たっ ては、「東日本大震災に係る受付件数」を対象から除いた。 (注2)測定指標11の行政相談委員法第4条に基づく意見と は、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務 の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べる									
	11	行政相談委員法第4条に基づ く意見の処理件数	270件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平 均値を上回ることを基 本目標とする	28年度	270件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	一ことができるというもの。		

確かつ迅流	に関するあっせん等を的 速に実施することによ 制度に対する信頼回復に こと	年金記録には、	転送からあっせんまで109.5日 (平成24年度受付事 (平成24年度受付期 25年9月末) ※平成25年度処理事 案数事案数は全国の件。国計 228件(1季員会としいのでは、200件のでは、240件にあったため、240件に満たない)	100日以 (特に 事案に 25年度 人の事 を終え 除き、	平成25年度受付 ついては、申立	まっている。	伝送で100円 がら日 成25年100日 では、によれ、月 では、によれ、月 では、によれ、月末 では、によれ、月末 では、によれ、日本 では、日本			貢献し、年金制度に対 度実績値を基準として で」は25年度実績より	里することは、年金記録問題の早期解決に 対する信頼回復につながるもの(平成25年 て目標値を設定(「転送からあっせんま り短縮。「平成25年度受付事案について遅 でに処理」は25年度実績と同時期))。
	達成(開始	注手段 3年度)	24年度	予算額(執行額 25年度	26年度		関連する指標	達成	<b>対手段の概要等</b>		平成26年行政事業 レビュー事業番号
(1)		等実施事業(総務本省) 昭和29年度)			145百万円	1	I~11				0002
(2)	(2) 行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和29年度)				757百万円	] 1	1~11				0003
	政策の予算				<i>O</i> . 金	放策に関係する内閣 の重要政策(施政方 計演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称 年月		関係部	7 邓分(抜粋) -	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

## (別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に関係する調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成 過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
<24年度から継続実施>	<24年度から継続実施>
※ 消費者取引の適正化に関する政策評価 (H24.12~) については平成26年4月18日に勧告を行った。	※ 以下7本の調査については、25年度末までに勧告を行った。 ・ 医療安全対策に関する行政評価・監視 (H24.8~) : 平成25年8月30日勧告 ・ 農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視 (H24.8~) : 平成25年8月27日勧告 ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査一東日本大震災に係るものを中心として一(H24.4~) : 25年11月1日勧告 ・ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視 (H24.12~) : 25年11月12日勧告 ・ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視 (H24.12~) : 25年11月12日勧告 ・ 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視 (H24.12~) : 25年12月13日勧告 ・ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査一役務契約を中心として一(H24.12~) : 26年1月28日勧告 ・ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 (H25.3~) : 26年3月25日勧告  〇震災対策の推進に関する行政評価・監視一災害応急・復旧対策を中心として一(H24.12~) 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年5月(P)を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。  ○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視一国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として一(H25.3~) 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、 国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月(P)を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
<25年度から継続実施>	<25年度から継続実施>
○食育の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (H25.12 (予定) ~) 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。	○生活保護に関する実態調査 (H25.8~) 本実態調査は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護に係る事務・事業の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。  ○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視 (H25.8~) 本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」 (H21.3.3勧告)の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪り、対国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。  ○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視 (H25.8~) 本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	○規制の簡素合理化に関する調査 (H25.8~) 本調査は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民(関係団体等を含む。)からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇医師等の確保対策に関する行政評価・監視 (H25.12~) 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇道路交通安全対策(自転車安全対策)に関する行政評価・監視(H25.12~) 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	OPFIの推進に関する行政評価・監視 (H25.9~) 本行政評価・監視は、PFIの抜本的な改革に向け国が策定したアクションプランに基づく国の取組状況、国、地方公共団体等におけるPFI事業の実施状況、国等における支援の実施状況などを調査し、PFI事業の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種取組の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視 (H25.12~) 本行政評価・監視は、平成25年度地球温暖化関係予算のうち「2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」と されたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する国庫補助事業について、効果の発現状況や検証状況等を調査し、 関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
<26年度新規着手>	<26年度新規着手>
	○国の債権管理等に関する行政評価・監視 (H26.5~) 本行政評価・監視は、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアル等の整備状況、同マニュアル等に基づく 債権管理事務の実施状況、効果的回収方策等の検討状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、債権の適切な 管理回収等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年1月を目途に調査 結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査(H26.8(予定)~) 本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視(H26.8(予定)~) 本行政評価・監視は、公共職業訓練、求職者支援訓練及び助成金を活用した雇用型訓練の実施状況やジョブ・カードの活用状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視(H26.8(予定)~) 本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	〇社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視一鉄道施設の保全対策等を中心として一 (H26.8 (予定) ~)
	本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果をとりまとめ、勧告等を行う。
	〇世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査 (H26.12 (予定) ~)
	本実態調査は、世界文化遺産の保存管理計画の策定状況、世界文化遺産の保存・管理の状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保管・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視(H26.12(予定)~)
	本行政評価・監視は、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査 (H26.12 (予定) ~) 本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視(H26.12(予定)~)
	本行政評価・監視は、自動車運送事業者における事故等の発生状況、自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施 状況等を調査し、自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の 推進など、安全管理の実効性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平 成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視(H26.12(予定)~) 本行政評価・監視は、廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況、循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況、廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況及びストックマネジメントの導入状況等を調査し、廃棄物処理施設整備の効果的かつ効率的な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

(総務省26-④)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	₹4:分権型社会にふさわしい地方	· 行政体制整備等					· 担当部局課室名	自治行政局総務室、行政 制度課、外国人住民基本	────── 花課、住民 ○台帳室、	作成責任者名	自治行政局総務室長 吉永 浩
政策の概要	ると	5分権型社会の確立を目指した地 ともに、地方分権の担い手を支え る人材の育成・確保を推進する。	る地方公務員制度の					担当部局誄至名	市町村課、行政経営支援 員課、給与能率推進室、	室、公務	分野【政策体系上 の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	地方	7行政体制を整備することにより、	より住民意思を反映し			政策評価実施 予定時期	平成28年8月					
	年度ごとの目標(値)											
施策目標	測定指標 基準(値) 目標(値)					年度ごとの		測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度		目標年度	264	丰度	27年度			
			第30次地方制度調査会のの第5元、総合区制度 間路 まえ、総合区制度 の創設 県南 都道府原創設 会議の創設 へ 製設 を は を は かり は かり は かり は かり は かり は かり は か		平成26年3月提出 平成26年3月提出 地方自治法改正法 案により新設され た制度等につき、		度等につき、は る。 第31次地方制度	地方公共団体への	E法案により新設された制 情報提供など普及に努め 況等を踏まえ、地方自治制 る。			
地方分権型社会の確立に向けた地 方制度の構築が進むこと		1 地方自治制度の見直し	会指に 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	25年度	地情報が大学では、 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を	27年度	-	-	_	個性を活かし自立した地方をつくるため、人口減少社会に的確応する地方行政体制のあり方や、住民に信頼される行政のありに関し、地方自治制度の見直しの検討が必要と考え、指標として。		
	2	・地方公共団体における事 務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提 供等の状況	各地方公共団体の 主体的な取組を支 援するため、取組 状況を把握し必 な情報を提供	25年度	各地方公共団体の 主体的な取組を支 援するため、取組 状況を把握し必 な情報を提供	27年度	取á	組状況を把握し必	要な情報を提供	村間の広	域連携などの多様な ら最も適した仕組み	、今後は、自主的な合併のほか、市町 選択肢を用意した上で、市町村がこれ を主体的に選択できるようにする必要 し、情報提供等を行うことを指標とし
地方公共団体が自主的・主体的に	3	。地方公共団体における行政	地方公共団体が自 主的・主体的に行 政改革が行えるよ	05年史	地方公共団体が自 主的・主体的に行 政改革が行えるよ	07年中	取組	状況を把握し、』	必要な情報を提供	自らの行! 向上に努	財政運営について透 めるなど、引き続き られるため、取組状	これまでの改革の成果を維持しつつ、 に明性を高め、公共サービスの質の維持 自主的に行政改革に取り組むことが必 況を把握し、情報提供等を行うことを
地方行革に取り組むこと	リ組むこと 3 改革の取組状況 う、取組状況 3 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		う、取組状況を把 握し、必要な情報	25年度	う、取組状況を把握し、必要な情報を提供	27年度	-	_	_	・地方公 年3月25日	日公表) 共団体における行政	(改革の取組状況に関する調査(平成26 評価の取組状況等に関する調査(平成

	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自 主的・主体的に定 員管理を行うに当 たり、必要な情報 の提供	25年度	地方公共団体が自 主的・主体的に定 員管理を行うに当 たり、必要な情報 の提供	27年度	地方公共団体が自主的・主体 り、必要な情報の提供 ―	的に定員管理を行うに当た	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現
	5	ラスパイレス指数の状況	公表は な表現な れた各 もな もな 大の数を をの数を をで をで が、 は に な は は は は は は は は は は は は は	25年度	公表明本 公表明本 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	27年度	公表された各地方公共団体の て、住民及び地方公共団体が に役立てるよう必要な情報を 	『その水準を判断・検証するの	- するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 . 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。  【参考(平成25年度実績)】 ○地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数 275万2,484人(対前年比▲1万6,429
	6	給与制度・運用の適正化状 況	各地方公共団体に おいて、住民の理解と納得が得られるよう、 ででが、図らは ででが要な情報を を は供	25年度	各地方公共団体に おいて、住民の理解と納得が得らら で上が得らう、 で上がの必要な情報を 提供	27年度	各地方公共団体において、住 う、給与の適正化が図られる ―	民の理解と納得が得られるよ ための必要な情報を提供 —	○=フパノLフ比粉の出口
地方分権の担い手を支える地方公 務員制度が確立すること	7	人事委員会勧告における地 域民間給与水準の反映等の 状況	各人事委員会において地域民間給与 いて地域民間給与 水準を適正に反映 した勧告等が行わ れるよう必要な情報を提供	25年度	各人事委員会において地域医間給与 水準を適正に反映 した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	27年度	各人事委員会において地域民 勧告等が行われるよう必要な —	間給与水準を適正に反映した 情報を提供 ―	〇人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映 した勧告等を実施 (注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特 例法による措置が無いとした場合の値をいう。
	8	給与情報等公表システムに よる公表状況	実施率98.7% (1,765/1,789団体) 平成25年4月30日現在	25年度	実施率100%	27年度	実施3	图100% —	(注2) 地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的か確果の 適でない。 適では、 では、 では、 では、 のの を様にのの を様にの のの を様にの のの のの はれるよう ない。 ない のの はれるよう ない ない ない ない。 ない ない。 ない はい。 ない はい。 ない ない。 ない ない。 ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	25年度	公務の能量管 を 変になる。 なでは、 なでは、 なのでは、 なのでは、 ののでは、	27年度	公務の能率的かつ適正な運営 用・勤務形態の多様化の取組 を提供 —	を確保するため、職員の任 が進められるよう必要な情報 —	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 387団体(平成25年4月1日現在)
	10	人事評価制度の実施状況	各地方公共団体に おいて、 制度の導入により 能力及び実績に基	25年度	各地方公共団体に おいて、法改正を 受けて、円滑な人 乗動係の資力	27年度	各地方公共団体において、法 価制度の導入が図られるよう	改正を受けて、円滑な人事評 必要な情報を提供	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの(施行は公布後2年以内で政令の定める日)。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。  【参考】国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価
			づく人事管理の徹 底が図られるよう 必要な情報を提供		事評価制度の導入 が図られるよう必 要な情報を提供		_	_	(目標管理)) を行っている団体数 都道府県 37/47団体 (実施率:78.7%) 指定都市 19/20団体 (実施率:95.0%) 市区町村 563/1,722団体 (実施率:32.7%) 合 計 619/1,789団体 (実施率:34.6%)

	達成手段		予算額(執行額)(	<b>※</b> 2)	関連する		2	を 全成手段の概要:	<b>*</b>	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標			主风于段の似安*	<del>ਹ</del>	レビュー事業番号
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町 村合併円滑化経費等除く。)			98百万円	1~10					0004
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)			211百万円	_					0005
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)			2,225百万円	2					0006
(4)	市町村合併体制整備費補助金(復興関連事業)			-	_					0007
(5)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)			16百万円	1					0008
(6)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)			_	_					0009
(7)	地方公務員給与実態調査に必要な経費(平成25年度)			_	_					0010
(8)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)			129百万円	1					新26-0001
							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額				政策に関係策(施政方もの)	系する内閣の重要政 針演説等のうち主な	第百八十六回国会 における安倍内閣 終理大臣施政方針 演説	平成26年1月 24日	八 地方が持つ大いなる可能性を開花させ (元気な地方を創る) 「第二次地方分権改革の集大成として、地 制緩和を進めます。」 「行政サービスの質と量を確保するため、 中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携 制度を創ります。中心市街地に生活機能を 共交通を再生することにより、まち全体の記 す。」	方に対する権限移譲や規 人口二十万人以上の地方 する、新たな広域連携の 集約し、併せて地方の公

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	65:地域振興(地域力創造)				- 担当部局課室名	地域力創造グ 国際室、地域 活性化・連携	自立応援課	、人材力	作成責任者名	地域政策課長	猿渡 知之	
政策の概要		域の元気創造プラン」の推進、定 施策を展開する。	住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元	気で日本を	幸せにするため		室、過疎対策	室、自治財	为 一 一 一	分野【政策体系上 の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	ルキ	デーインフラや公共クラウドなどの	Ě・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用し 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェク 能を確保し、集落単位の活性化を図る。							政策評価実施 予定時期	平成27年8月		
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度		目標(値)		目標年度	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目	標年度)の設定の根拠	
「地域の元気創造プラン」の推進 により、地域経済イノベーション	1	地域経済循環創造事業交付 金の投資効果	2.1倍	24年度		平成24年度以上		26年度				で、地域経済が活性化 ことから、指標として	
サイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	2	分散型エネルギーインフラ プロジェクトの推進状況	予備調査の実施:31団体	25年度	マスタ-	ープランの策定:10	団体程度	26年度	トの実施		土台が創られ、	ンインフラ・プロジェク 地域の元気が創造され	
	3 過疎市町村の人口に対する 転入者数の割合		2. 6%	20〜22年 度の平均		2.6%以上		27年度	当該地域の転入者数のなることがなお、目前	疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事: 該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地: 入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると: ることから、指標として設定。 お、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年 いる(現行の最終年度は平成32年度)。			
過疎地域などの条件不利地域の自		総人口に対する地方圏の人 口割合	49%	22年度		平成22年度並み		27年度	から地方  と考えら	圏の経済成長を下支	えすることが、 として設定(サヒ	『え、需要と供給の両面 地域活性化に寄与する 『方圏の人口割合は国勢 『27年度としてい	
の元気をうくること	5	子ども農山漁村交流プロ ジェクト参加児童数	56, 651人	25年度		58, 500人		26年度	都市と豊田	山海村の交流や地域	おこしに役立つ	)人材の活用を推進する	
	6 地域おこし協力隊員と集落 支援員 (専任) の合計人数 1,719人		1, 719人	25年度		2,000人		26年度	ことで、地方公共団体によ		地域づくりや地		
	7	中心市街地活性化ソフト事 業の実施件数	850件	23~25年 度の平均		850件以上		26年度	を積極的		り、地域振興か	、ベント等のソフト事業 、促進されると考えられ	
	8	JETプログラムの招致人 数	JETプログラムの招致人数4,372人 (平成25年7月1日現在)	25年度	JETプロ	グラム招致人数の前	前年並み確保	26年度	J.F.T.プ	ログラムを通じため	国語数音の充写	ことを	
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	9	外国人住民が人口の2%以上を占める全市にお はそ名文化サルトに関する計画。特別の第字割会		25年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市にお 年度 ける多文化共生に関する計画・指針の策定割合 85%		める全市にお 針の策定割合	交流 お め・	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国 交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画 的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進さ ると考えられることから、指標として設定。				

	達成手段		予算額(執行額)	<b>%2</b> )	関連する	**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標	達成手段の概要等	レビュー事業番号
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)(平成24年度)			135百万円	5~9		0011
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成21年度)			1,636百万円	1		0012
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)			931百万円	3		0013
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)			17百万円	4		0014
(5)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)			18百万円	1		0015
(6)	コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費(平成25年度)			_	1		0016
(7)	公民連携による地域経済循環創出事業(平成25年度)			_	_		0017
(8)	「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業(平成25年度)			_			0018
(9)	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)			39百万円	2		0019
(10)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)			30百万円	5		0020
(11)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業 に要する経費(平成26年度)			18百万円	1		新26-0002
(12)	公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年 度)			21百万円	1		新26-0003
(13)	地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費 (平成26年度)			15百万円	1		新26-0004

(14)	地域の担い手創造に要する経費(平成26年度)		13百万円	1					新26-0005
(15)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)		100百万円	1					新26-0006
	政策の予算額・執行額				系する内閣の重要政 針演説等のうち主な	革の基本方針」 (閣議決定)	平成25年6月 14日	関係部分(抜粋) 第2章強い日本、強い経済、豊かで安全・ 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生が (1)特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・ の資金を活用して、地域のイノペーションサ 拡大を図るとともに、エネルギー・インフラヤ の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含 ては、航路、航空路等を含めた必要な交通 民間活力を導入しながら生活支援機能及び の活性化を図る。	安心な生活の実現 なくして、日本の再生なし 金・官の連携のもと、民間 イクルを構築し、雇用の ら公共クラウドなどの地域 はむ条件不利地域におい 基盤を維持するとともに、

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-⑥)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	66:地方財源の確保と地方財政 で	の健全化				自治財政局財	<b>办</b> 理		作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志
政策の概要			D安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、 は団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	地方公共	団体財政健全	· 担当部局課室名	日石財政局別 他 4 課	<b>吟</b>		分野【政策体系上 の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	地方	万公共団体の安定的な財政運営	に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の	)健全化を	推進する。					政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度		目標(値)		目標年度	測定指	5標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
	1	一般財源総額の確保	地方の安定的な財政運営に必要となる地方税、 地方交付税等の一般財源の総額の確保	25年度	地方の安定的	な財政運営に必要と の一般財源の総額を		26年度			めには、地方財政計画において地方公
	2	地方債依存度の適正化	歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努めた	25年度		踏まえつつ、歳入総 適正化に努める。	額に占める地	26年度	──共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足いて適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を する必要があることから、指標として設定。		ことにより必要な一般財源総額を確保
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること		借入金残高の適正化	借入金残高の適正化に努めた	25年度	経済状況等をに努める。	踏まえつつ、借入金:	残高の適正化	26年度	(水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率		
MON CE HELIX 7 SOCI	4	地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支分) 10兆5,938 億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	25年度	保するため、	な財政運営に必要となる財源 ? 臨時財政対策債の発行を抑制 し 源不足について適切な補塡措置		20年度	<ul><li>(通常収</li><li>○平成26</li><li>(通常収</li></ul>	通常収支分) 65.7% 平成26年度地方債依存度 通常収支分) 12.7% 昔入金残高平成26年度末見込み 200兆円	
	5	東日本大震災による被害を 受けた地方公共団体に対す る財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円			による被害を受けた地方公共に 支障が生じないよう適切な財I		26年度	度		
地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況を 基にした財政健全化の取組	実質公債費比率等を基に各地方公共団体におけ る財政健全化の取組を促進した	25年度		率等を基に各地方公: の取組を促進する。	共団体におけ	26年度	団標 【〇・・・〇て・・・〇・・・〇な・・はと 参平実 将 平計財財経 平財財経 平立早財にし 考成質 来 成画政政営 成政政党 成た期政にし 考成質 来 成画政政営 成政政党 成た期政にし 考成質 来 成画政政営 化健再健 24世健再	け設定 平度法 都市 おけ を を を を を を を を を を を を を を を を を を	2% 0.5%、 % 健全化団体等の数(平成24年度をもっ)) 20会計) 完了した団体の数 12会計) 全化判断比率等が新たに基準以上と

	達成手段		予算額(執行額)	<b>%2</b> )	関連する		25	を でんき でんしゅ もん でんしゅう はんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	Ė	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標		Æ	E以于权仍似安。	Ŧ	レビュー事業番号
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費			56百万円	1~6					0021
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費			16,595,577百万円	1,4,5					-
							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額			16,595,633百万円	政策に関策(施政プもの)	係する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	当面の財政健全化に向けた取組等について一中期財政計画一(閣議了解)	平成25年8月8 日	地方財政についても、地方財政の安定的 国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付 的な財政運営に必要となる地方の一般財 26年度及び平成27年度において、平成25 を下回らないよう実質的に同水準を確保す	な運営の観点を踏まえ、 対団体を始め地方の安定 原の総額については、平成 年度地方財政計画の水準 る。
							平成26年度予算編 成の基本方針 (閣議決定)	平成25年12月 12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復	興財源を確実に確保する

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-⑦)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	€7:分権型社会を担う地方税制が	度の構築						自治税務局企画課		作成責任者名	自治税務局企画課長 濱田 省司
		権型社会を推進する中で、地方が が安定的な地方税体系を構築する					生が少なく、税	担当部局課室名	他5課室		分野【政策体系上 の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	分格	権型社会を推進するための税制を	を構築する。								政策評価実施 予定時期	平成29年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの目標 年度ごとの実績		』 測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度			
	1	国・地方間の税源配分比率	国:地方=58.2:41.8	25年度	地方が自由に使え る財源を拡充する 観点から、国と地	28年度		支える財源を拡充す 生り方を見直す。	地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに 地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標と 定。			源配分の在り方の見直しによって、 ることとなるため、指標として設
			(平成24年度決 算)		方の税源配分の在 り方を見直す。		_	_	_	※ただし る。	、景気の変動等、他	2の要因の影響を受ける可能性があ
地方税を充実し、税源の偏在性が 少なく、税収が安定的な地方税体		歳入総額に占める地方税の	地方税の割合 34.5%	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める	28年度	地方税を拡充する。	し、歳入総額に占め	る地方税の割合を拡充	地方税を充実させ、税収が安定的な地方利 よって、歳入総額に占める割合が増加する ・・定。		
系を構築すること		割合	(平成24年度決算)		地方税の割合を拡 充する。	1,2	_	_	_		、景気の変動等、他	2の要因の影響を受ける可能性があ
	3	地方祝の郁追肘県別人口	最大値/最小値 2.5倍	25 年 度	税源の偏在性が少ない地方税体系を	28年度	税源の偏在性	が少ない地方税体系	を構築する。	都道府県別人ロー人当たり税収額の比較は、税源の偏 一つの目安となるため、指標として設定。		として設定。
		最小値の比較	(平成24年度決 算)		構築する。	20-12	_	_	_	※ただし る。	、景気の変動等、他	2の要因の影響を受ける可能性があ
		地方税制度の「自主的な判 断」と「執行の責任」を拡	地域決定型地方税	05 4 4	引き続き検討を行い、成案を得たも	00	引き続き検討 施。	を行い、成案を得た	ものから速やかに実	地方税制	度の「自主的な判断	f」と「執行の責任」を拡大する方向
住民自治の確立に向けた地方税制	4	大する方向で改革するための取組	制特例措置既存導 入数 9項目	25年度	のから速やかに実施。	28年度	_	_	_		むことは、住民目活 考えられるため、指	の確立に向けた地方税制度改革につ 標として設定。
度改革を実施すること	5		54項目を見直し (うち3項目を廃	25年度	引き続き見直しを 行い、適用僅少の	28年度	引き続き見直縮減を実施。	しを行い、適用僅少	の特例等につき廃止・			とは、住民自治の確立に向けた地方
	5 目的のために税負担の軽減 等を行う「政策減税措置」 の項目数 (うち3項目を廃 止・縮減) 25年度 (行い、適用性学の 28年度 ・ 特例等につき廃 止・縮減を実施。	_	_	_	税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。							

	達成手段		予算額(執行額) (	<b>%2</b> )	関連する		生	平成26年行政事業		
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標		J.	達成手段の概要	ਚ	レビュー事業番号
(1)	地方税制度の整備に必要な経費			35百万円	1~5					0022
							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額			35百万円	政策に関策(施政なもの)	係する内閣の重要政 方針演説等のうち主	立 ぱっと 年 毎 4 1 3 2	平成25年12月	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却 税率及び地方消費税率の引上げとそれに 25年10月1日閣議決定)において決定し 得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別 廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済( 上の措置を講ずる。	伴う対応について」(平成 た投資減税措置等や所 法人税の1年前倒しでの

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-⑧)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	8:選挙制度等の適切な運用						- 担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙	果、管理		自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏
		ミニーズ等に対応した選挙制度に に、政治資金収支報告書の公表				度の周知	等を実施すると	1 担ヨ即向硃至石	課、政治資金課(他3質	室)	分野【政策体系上 の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	選挙	制度、政治資金制度及び政党助	か成制度等を適切に運	祖し、民主	政治の健全な発達に	寄与する。					政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの目 年度ごとの実	122 CIE 2	測定指	標の選定理由及び日	 標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		W. 72 14 W.		基準年度		目標年度	26:	年度	27年度			
	1	有権者が投票しやすい環境 整備の方策等の検討	有権者が投票しや すい環境整備の方 策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しや すい環境整備の方 策等の検討の適切 な実施	27年度	成する「投票: 策等に関する。 置し、有権者: い環境整備の: を行う。	研究会」を設 が投票しやす 方策等の検討 の 法	年度に引き続き、研究会 検討を進める中で、実現 目途が立ったものから、 令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連 状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を 選挙・地方選挙における投票率の向上に努めてい から、指標として設定。		投票しやすい環境を一層整備し、国政
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制 度の確立に寄与すること	2	都道府県議選挙区設定の見 直しに係る改正法に基づく 条例整備	都道府県議選挙区 改定見直しに係受け て条例改正等の措 置が終了した団 者(47団体) 中27団体)(47団体 中27団体)現在)	25年度	都道月東議選挙を 超度見直しに委員 改正法規立正等の 造見度立正等の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	26年度	都道府県議選 しに条例改正等 た条例なとフ たでい、大 でい、大 成27年3月1日 が終了した団 る。	法成立を受け の措置につい ローアップを の施行日(平 ) までに措置	ナ い を 平 置		都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る改正法(施行期 平成27年3月1日)の円滑な連用のため、指標として設定。	
, and	3	選挙制度に関する調査研究 選挙制度に関する 調査研究の実施 25年度 調査研究の適切な 2 実施		27年度	する調査研究の適切な実施。		社			め、選挙の管理執行等から明らかと 討を指標として設定。		

	♥明かつ適正な選挙執行を実現す いこと	4	常時啓発事業の実施等	常時等の後、発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を変ける。他に事をを発達さる。他に事をを発達して、他により、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には	25年度	・・参加・政治を をの かっぱい できる かっぱい できる かい いい できる かい いい できる いい	27年度	・成人を対象とした学習教材 教材を作成し、事例の充実を ・モデル事業・研修事業を実 ・将来の有権者である未成年 携したシティズンシップ教育 ・次期学習指導要領へ政治教 部科学省と協議していく。	図る。 施。 者を対象とした、学校と連 を実施。	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を 図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会 における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設 定。
公実	∜明かつ適正な国民投票の執行を E現すること【P】	5	憲法改正国民投票制度の周 知啓発【P】	憲法改正国民投票 制度の認知度:約 70% (国民投票法 に係る認知度調査 報告書(平成22年 2月現在)によ る)	25年度	憲法改正国民投票 制度の認知度: 90%	27年度	・憲法改正国民投票の制度概 を用い、広く国民に対し周知 ・憲法改正国民投票法改正法 権年齢が18歳に引き下がるた 対象となる年齢層に対する啓	を図る。 施行後4年以降は国民投票 め、特に、新たに有権者の	国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法案(施行期日:公布日)が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。【P】 ※【P】とあるのは、法案審議中であるため。法案が成立すれば 【P】を削除する。
				政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体: 100% 【平成24年分収支 報告】	25年度	政党、政治資金団 体について、提出 率100%	27年度	政党、政治資金団体に 一	:ついて、提出率100% —	
政	<b>び治資金の透明性を確保すること</b>	6	総務大臣届出政治団体の収 支報告書提出率(収支報告 書定期公表率)	国会議員関係政治 団体の過去3カ年 平均の提出率: 94.9% 【平成22年分~平成24年分収支報 告】	25年度	国会議員関係政治 団体について、過 去3ヵ年平均の提 出率以上	27年度	【平成23年分~平成25年分	国会議員関係政治団体について、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成24年分~平成26年分収支報告】	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。
				政治団体全体の過 去3ヵ年平均の提 出率:86.7% 【平成22年分~平 成24年分収支報 告】	25年度	政治団体全体で、 過去3ヵ年平均の 提出率以上	27年度	年平均の提出率以上 【平成23年分~平成25年分	政治団体全体で、過去3ヵ 年平均の提出率以上 【平成24年分〜平成26年分 収支報告】	

	達成手段		予算額(執行額)	<b>%</b> 2)	関連する		法	はもいの 無声	<b>*</b>	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標		连.	成手段の概要	र्च	レビュー事業番号
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)			57百万円	1~3,6					0023
(2)	参加·実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)			42百万円	4,5					0024
(3)	参議院議員通常選挙に必要な経費(平成25年度)			_	_					0025
(4)	山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費(平成25年度)			-	_					0026
(5)	インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費(平成25年度)			_	_					0027
(6)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費 (平成26年度)			-	_					新26-0007
	政策の予算額・執行額				政策に関係策(施政方もの)	系する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	₹9∶電子政府・電子自治体の推進	İ					担当部局課室	制度課、地域政策課地域	情報シス	作成責任者名	大臣官房総務課個人番号企画室長 藤井 雅文 行政情報システム企画課長 橋本 敏 住民制度課長 篠原 俊博 地域情報政策室長 増田 直樹
政策の概要		その利便性向上や行政の効率化等 1を実施。	等を図るため、オンライ	インによる行	ⅳ政サービスの提供、▮	自治体クラ'	ウドの推進等の		室)		分野【政策体系上 の位置付け】	電子政府・電子自治体
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	ICT	を活用した電子行政を推進するこ	とにより、国民の利便	性の向上と	:行政運営の合理化、	効率化及び	「透明性の向上等	手を図る。			政策評価実施 予定時期	平成28年8月
								年度ごとの	)目標(値)			
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの	)実績(値)	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	264	拝度	27年度			
	1	国際連合「電子政府ランキン グ」における行政オンライン サービスの充実度ランキング	9 位	24年度	平成26年度値以上	28年度	平成24年	度値以上	_	府ランキ オンライ を測るラ ・目標(	ングの指標のうち、 ン化等、中央政府に ンキングを目標に設 値)としては、2年に	:一度実施される国際ランキングを目標
		9 こへの元夫及 ブブインブ									度においては、平成2	政府の取組の実施状況を包括的に捉え、 24年度実施のランキングを上回ることを
	2	電子政府の総合窓口(e-	2億6.100万件	25年度	3億1.460万件	27年度	2億8,	600万件	3億1,460万件	Gov)」へ 件数の増	のアクセス件数は、	イトである「電子政府の総合窓口(e- 国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス よる行政サービスの質の向上を測るのに - エッカー
	2	Gov) へのアクセス件数	2 億0, 100万件	20年度	3 徳1, 400 万什	27年及	-	_	_	・目標(	直)は、e-Govの掲載	しく設定。 沈内容の充実等を行うことで、平成25年 1,460万件(平成25年度比5,360万件増)
	3 総務省所管府省共通情報システムの運用コスト		853百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等		600百万円未満 (政府共通プラッ トフォーム移行等	27年度		ム移行に係る対 用等)を実施	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム 移行等後のシステム運用コス ト(対24年度3割滅))	元的に管理の削減を	理・運営することに。 図り、ICTを活用した 在の厳しい財政状況	等政府全体で共用する情報システムを一より、政府全体として情報システム経費 行政の合理化・効率化を図ってきたと 経済まえれば、行政運営の更なる効率化 この必数で無常な火災を持載されるニーの
総務省所管府省共通情報システム 等の適切な構築・運用等を通した 電子政府の推進を図ること	3	テムの運用コスト	前のシステム運用 コスト)	24年度	後のシステム運用 コスト(対24年度3 割滅))	27千戊	-	_	_	が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情運用コストを測定指標として設定。 ・システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移構成の見直し等を行い、運用コストを削減することによ度を目標年度として、対24年度3割減を目指す。		設定。 通プラットフォームへの移行やシステム コストを削減することにより、平成27年
	4	情報システム統一研修の受講	7,516人	25年度	10,000人	27年度	8, 0	00人	10,000人	多数育成させるこで設定。	するためには、まずI とが重要であること	務改革・サービス向上等が行える人材を は情報システム統一研修の受講者を増加 から、同研修の受講者数を測定指標とし こっては、職員のICT能力、情報システム
	7	者数	7, 51050	20千及	10, 000%	27千及	-	_	_	のマネジ に、情報	メント力を育成し、 システム統一研修の	電子行政推進の担い手を輩出するため 研修プログラムの見直し(コースの新 要8,000人以上、27年度10,000人以上を
	_		4		007	07.5	50	0%	60% (本府省部局80%)	14日高度 成27年度 め指標と	情報通信ネットワー までに電子決裁率を して設定。	言 工程表」(2013年(平成25年)6月 ク社会推進戦略本部決定)において、平 50%まで向上させることとされているた クションプラン」(2014年(平成26年)
	5	5 電子決裁率	10%	24年度	4年度 60%	27年度				4月25日 平成27年 た、地方	各府省情報化統括責信 3月の電子決裁率が 支分部局を除く部局に ね80%を目標とした	任者 (CIO) 連絡会議決定)において、 既ね50%を目標とした取組に努め、ま については、平成27年度下半期の電子決 取組に努めることとされているため指標

	け ト 加 事 研 ら 自治体クラウドの全国的展開 方 所 が し し し し し し し し し し し し し し し し し し	地けたのでは、 地は、 大る自和のでは、 大る自和のでは、 大る自和のでは、 大る自和のでは、 大る自和のでは、 大る自和のでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいるでは、 で	25年度	地方公共団体における自治体クラウドの取出の下の取扱の下の取扱のでは多いでは、 するように公表した新たになっている。 年3月に公会した新た推指ができる。 は指針ができる。	27年度	地方公共団体における自治体の要因となる事柄について調り、各地方公共団体の主体的ウドの全国的展開を推進。	査研究を実施すること等によ	平成25年6月に決定された新たな政府のIT戦略(「世界最先端IT国家 創造宣言」)を受けて全面改訂した電子自治体推進指針に沿って、各 地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財 政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情 報の保全性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、 指標として設定。	
地方公共団体の情報化を推進し、			的な取組を支援 し、自治体クラウ ドの全国的展開を 推進。		各地方公共団体の 主体的な取組を支 援し、自治体クラ ウドの全国的な展 開を推進。		_	_	【参考(平成25年度実績)】 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ 通知、公表した。(平成26年3月24日)
便利な行政サービスを提供すると ともに、効率的で災害に強い電子 自治体を実現すること	7	地方行税政統計等・災害時等 における情報通信メディアの	・地方行税政の施 策に係る大人 ・地方係るの他 ・大人 ・地方係るの他 ・地方と ・地方と ・地方の ・地方 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人	25年度	・地方行税政の施 策に係るる基礎作成・ をで、一統計の作品では を理・統計の で実施。 ・地方公共団体及 び防災関係機関等	27年度	・地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。		地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の 遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことにより、地 方行税政の施策の安定的運用に寄与し、また、全国の地方公共団体及 び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災
	,	活用	しいは いた におれる におれる には で いた いた は に は に は に は に は に は に は に は に は に い た い た い た い た い た い た い た っ い た っ い た っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ	20年度	における、通信衛星を利用した時間を利用した時間を利用した時間を開発した時間を開発している。 マース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロ	27千戊	_	_	いの次関係機関等において、畑店間準定や利用するとこによりて、明文 情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施 することにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に 寄与すると考えられることから、指標として設定。
	8	個人番号付番等システムの構 築	個人番号付番等シ ステムの構築に関 する設計・開発等 を開始。	24年度	個人番号付番等シ ステムの稼働	27年度	個人番号付番等システムの構築 一	個人番号付番等システムの稼働 ー	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、 関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。
	9	情報提供ネットワークシステ ムの運用に向けた準備	情報提供ネット ワークシステムに 係る調査等、運用 に向けた準備を開 始	25年度	情報提供ネット ワークシステムに 係る調査等、運用 に向けた準備を実 施	27年度	情報提供ネットワークシステム た準備を実施	ムに係る調査等、運用に向け	番号制度の円滑な導入に向けて、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用を行うため、課題の分析や必要な対策等につき所要の検討を実施し、情報連携を開始するための準備が必要となることから、目標として設定。なお、情報提供ネットワークシステムの設計・開発・テストは内閣官房にて実施。
番号制度を導入し、国民の給付と 負担の公平性を確保するととも に、国民の利便性の向上、行政運 営の効率化を図ること	10	地方公共団体における情報シ ステムの整備を推進	中間サーバーの整 備を実施	25年度	地方公共団体にお ける中間サーバー の整備を推進	27年度	中間サーバー・ソフトウェアの開発	地方公共団体における中間 サーバーの整備を推進 ―	地方公共団体において、番号制度の導入に当たり関係情報システムの整備を行う中で、中間サーバーの整備が必要となることから、指標として設定。
	11	電子行政サービスの改善方策	電子行政サービス のあり方について 調査研究を実施す ること等により、		地方公共団体にお ける情報システム を活用した行政 サービスの改善方 策について調査研		地方公共団体が効率的な行政 行うことを推進。	軍営、住民サービスの向上を	地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の 向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、
		に関する調査研究	る も は な を は な な な 取 ま と は の た な 取 ま と で の た で の ま で の た で に 、 電 子 で の で に で に で に で に の が に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	25年度	究を行い、各地方 公共団体が効率的 な行政運営、住民 サービスの向上を 行うことを推進。	27年度			同工につなかるのが、と記載した工でい取り一て入を展開することで、 行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。

	達成手段		予算額(執行額) (	<b>%2</b> )	関連する	*************************************	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標	達成手段の概要等	レビュー事業番号
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)			24百万円	1		0028
(2)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)			227百万円	-		0029
(3)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)			2,261百万円	-		0030
(4)	総務省共通基盤支援設備·運用等事業			111百万円	_		0031
(5)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)			79百万円	-		0032
(6)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備) (平成15年度)			8,836百万円	_		0033
(7)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営 (平成15年度)			978百万円	3		0034
(8)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)			89百万円	4		0035
(9)	電子政府関連事業(国民利便性向上·行政透明化) (平成13年度)			968百万円	2		0036
(10)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)			7百万円	_		0037
(11)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費			78百万円	7		0038
(12)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)			9百万円	_		0039
(13)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)			393百万円	_		0040

(14)	地方財政決算情報管理システム運営等経費(平成13年度)	190百万円	_	0041
(15)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	34百万円	6	0042
(16)	地域経営型包括的支援クラウドモデル実証事業 (平成24年度)	_	6	0043
(17)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費	174百万円	8	0044
(18)	電子調達システムのシステム開発(平成23年度)	652百万円	1	0045
(19)	自動車保有関係手続に係るワンストップサービスシステムの実 証実験に要する経費(平成24年度)	_		0046
(20)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	3,400百万円	8	0047
(21)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)	31,299百万円	9,10	0048
(22)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)	3百万円	1	0049
(23)	公共クラウド構築事業	10百万円	6	0050
(24)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究 (平成25年度)	9百万円	11	0051
(25)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務 (平成25年度)	11百万円	_	0052

			<b>サルナム 空影笠 へりひ</b>	左 🗆 🗆	四万 如八八十十九
			施政方針演説等の名称		関係部分(抜粋)
			「東日本大震災から の復興の基本方針」 (東日本大震災復興 対策本部)	29日	5 復興施策 (3)地域経済活動の再生 (3交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
			新たなオンライン利 用に関する計画	平成23年8月3 日	Ⅱ オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
			電子行政推進に関 する基本方針	平成23年8月3 日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガパナンス確立・強化 (1)IT投資管理の確立・強化 (4)情報システムの運用継続 5. オープンガパメント (2)行政情報の公開・提供
			「日本再生の基本戦略」(閣議決定)		・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 〇 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 〇 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
政策の予算額・執行額	49,842百万	政策に関係する内閣の重要政 策(施政方針演説等のうち主な もの)	「世界最先端IT国家 創造宣言」	平成25年6月 14日	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (③)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向 上を図るなど、魅力ある地域の元気を創造する取り組みを促すととも に、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等のIT や地理空間情報等、各種データの活用を組み合わせ、新たな街づくり モデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。
					3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる 社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中 取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準 化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速する。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一⑩)

												(1001)) [ 20 (9)
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	510:情報通信技術の研究開発・	票準化の推進						情報通信国際戦略局 排他 3 課室	技術政策課	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 田原 康生
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に 推進する。					≛化を積極的に	担当部局課室名	, 総合通信基盤局 データ 1 他1課室 情報流通行政局 情報・ ティ対策室		分野【政策体系上 の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	情報る。	最通信技術(ICT)の研究開発・標準	隼化を推進し、ICTによ	:るイノベー	ションを創出させ、我	が国の国際	<b>発競争力の強化</b> や	5安全・安心な社会	の実現のために必要な技術	を確立す	政策評価実施 予定時期	平成26年8月
								年度ごとの目	]標(値)			
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの実	<b>渓績(値)</b>	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	264	丰度	27年度			
	1	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	25年度	80%	27年度	-	80%	_		の進捗及び目標達成 こよる評価を指標と	度を客観的に評価・把握するため、外 して設定。
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及が研究開発目標を適切に設定とは、1995年2月20日度、2005年20日度、2005年20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年2月20日度、2005年20月年20日度、2005年20日度、2005年20月20日度、2005年20月20日度、2005年20月20日度、2005年20月年20日度、2005年20月年20日度、2005年20月20日度、2005年20月20日度、2005年20月年20日度、2005年20月年2005年20月年20月20日年2015年20月20日年2015年20月20日年2015年20月20日年2015年20月年2015年20月年20日年2015年20月20日年2015年20月年20日年2015年20月年20日年2015年20月年2015年20月年	2	適切なPDCAサイクルのもと で研究開発施策を実施する ための研究開発評価の着実	平成15年4月に外 部専門家らによる 第1回情報の記	15年度	研究開発フェーズ ごとにおける研究 開発評価の着実な	27年度	研究開発		11夫は夫旭		国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)により、研究開発を効果的・効率的に推進するため研究開発評価を写っていることから指標として設定。	
し、着実に研究開発を推進すると ともに、研究開発目標を達成する こと。		ための研究開発評価の看美な実施	術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施		実施		-	_	_	【参考(平成25年度実績)】 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数:8回		
	3	競争的資金における研究開	2倍以上 (採択数に対する	25年度	2倍以上	27年度		2 倍以	Ł	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関にお 開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題		
	3	発課題の提案数	提案数)	23年度	2 旧以工	27 牛皮	-	-	_	をどの程! て設定。	<b>隻喚起したかを定</b> 量	的に把握するため、提案数を指標とし
	,	研究開発成果の普及状況	000		000			80%		研究開発	<b></b> 成果の普及状況を定	量的に評価・把握するため、標準化、
我が国の国際競争力の強化や安 全・安心な社会の実現のために必 要な技術を確立するため、研究開 発の成果を展開するとともに、戦	4	(標準化、実用化又は特許 を取得した課題の割合)	80%	25年度	80%	27年度	-	_	-		は特許取得の状況を	
発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること。	5	標準化提案の検討における 規格等の策定支援件数	6件	25年度	6件以上	27年度	6件	以上	6件以上			状況を定量的に把握するため、標準化
	5		014	20千度	0件以上	21年戊	-	-	_			策定支援件数を指標として設定。

			予算額(執行額)	<b>%2</b> )			
	達成手段 (開始年度)	24年度	25年度	26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)			77百万円			0053
(2)	戦略的情報通信研究開発推進制度 (平成14年度)			2,051百万円	1, 3		0054
(3)	ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等(平成26年度事業名:ネットワーク仮想化技術の研究開発) (平成25年度)			800百万円	1, 4		0055
(4)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)			36百万円	2		0056
(5)	情報通信分野における標準化活動の強化 (平成16年度)			161百万円	5		0057
(6)	先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)			309百万円	1, 4		0058
(7)	ICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)			658百万円	1, 4		0059

(8)	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)		301百万円	1, 4	0060
(9)	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)		500百万円	1, 4	0061
(10)	電磁波エネルギー回収技術の研究開発 (平成24年度)		-	1, 4	0062
(11)	小型航空機搭載用高分解能合成開ロレーダーの研究開発 (平成24年度)		700百万円	1, 4	0063
(12)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)		-	1, 4	0064
(13)	「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・実証 (平成24年度)		-	1, 4	0065
(14)	東日本大震災復旧・復興に係る情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発 (平成24年度)		-	1, 4	0066
(15)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)		500百万円	1, 3	新26-0008
(16)	G空間プラットフォーム構築事業 (平成26年度)		350百万円	1, 4	新26-0009

(17)	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)		100百万円	1, 4					新26-0010
(18)	スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)		210百万円	1, 4					新26-0011
						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額			政策に関係 (施政力もの)	系する内閣の重要政 針演説等のうち主な	(2)第4期科学技術 基本計画 (3)世界最先端IT国 家創造宣言等 (4)日本再興戦略 (5)知的財産推進 計画2013 (6)サイバーセキュ	(1)平成25年6 月7日 (2)平成23年8 月19日 (3)平成25年6 月14日 (4)平成25年6 月14日 (5)平成25年6 月25日 (6)平成25年6 月10日	(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき 第3章 科学技術イノベーションに適した環境能 (2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会ともに創り進める政策の展開 (3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤 V. 戦略の推進体制・推進方策 (4) 第 II. 3つのアクションブラン (5) II 「知的財産政策に関する基本方針」及び「知 る4つの社に沿った量は約行動計画で知り、	創出 の実現 組み の強化 的財産政策ビジョン」で定め

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一⑪)

										(1101) 11 12 10 10 1
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策11:情報通信技術高度利活	用の推進						情報流通行政局 情報流通振興	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 岡崎 毅
政策の概要		安心・安全な利用環境の整備等により、 備、先進的社会システムの構築を図り					担当部局課室名	情報通信国際戦略局 情報通信 策課 他1課	分野【政策体系上 の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及 び目標設定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及びS	安心・安全な利用環境の整備等によるI	CT利活用	の促進により、世界最高水準の情報が	通信技術	利活用社会を実現する。	,		政策評価実施 予定時期	平成28年8月
							年度ごとの目			
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)			年度ごとの実	預(10)	測定指標の選定理田 <i>)</i> 定の根拠	び目標(値)(水準・目標年度)の設
			基準年度		目標年度	26年度		27年度		
	国内生産額に占めるICT産 業の割合	全産業中最大規模 (平成25年度情報通信白書)	25年度	全産業中最大規模を維持	27年度	全産業中最大規	模を維持		業·市場の創出をはか 【参考】	:T産業の割合は、ICTによる新たな産 る指標となるため設定。 - る調査」82.7兆円/918.6兆円 9.0%
ICTによる新たな産業・市場 を創出すること	分野を超えたデータの流 通・連携・利活用を効果的 に行うためのオープンデー タ基盤の実現に向けた取 組状況	・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。	25年度	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。・「オーブンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次4利用の促進のための府省のデータ4開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。・オーブンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン※等によりオーブンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。※グルーブにおいてアイディア出し、ソフト開発等を行うイベント	26年度	・公共データの自由なは 集加工等)を認め合い 見直しに関して外化力 同けて検討を実施し、「 促進のための府省の方 関する基本的的考え方( の改訂に實験を通じて、「 基盤共通APIの改訂を ・オープンデータ化さい オープンデアリケーショ アイデアソン、ハッカソ 化、普及・啓発を実施。	川用ルールの 実がこのでは、 データに データに データに データに が が が が が が が が が が が が が が が が が が が		めのオープンデータ基	流通・連携・利活用を効果的に行うた 隆の実現は、ICTによる新たな産業・ Dながるため指標として設定。
	3 4K・8K等の次世代放送・ 通信サービスの早期実現	・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。		・2014年(H26年)に、衛星放送等に おいて4Kの試験的放送の開始。 ・2016年(H28年)に、衛星放送等に おいて4Kの本放送、8Kの試験的放 送の開始。	28年度	4Kの試験的放送を実 証等を実施。 			が国が次世代放送・通 新たな市場の創出を図 した放送については20	な術を使用し、実証等を行うことで、我 信サービスを世界に先駆けて実現し、 るため、4K及びスマートテレビに対応 14 年から、8Kについては2016 年か S試験的な放送の開始を目指すことを
		地上波放送等の効果的なメディアで の継続的な放送の実現に向けた検 討	25年度	実証実験を行うことにより、海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	26年度	海外(特にアジア諸国 の効果的なメディアで 送を実施。				放送を実現するための諸施策を実施 のコンテンツ海外展開が促進されるこ 標として設定。

5	自治体業務の連携に必要 な業務プロセス改革等のモ デルを策定、公表	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定	25年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを完成、公表	26年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを完成、公表		自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現 するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等 のモデルの策定、公表を目標として設定。
	全省庁統一参加資格審査 のためのシステム及び、電 気通信行政情報システム					いずれも 99.5%以上	いずれも 99.5%以上	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うた
6	の稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間・障害停止時間)/ サービス提供時間	いずれも 99.5%以上	25年度	いずれも 99.5%以上	27年度	_	-	め、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値 として設定。
7	ICTスマートタウンの普及展 開に向けた取組状況	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、 ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能と		これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりブラットフォーム」の構築。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。・ICTスマートを一つの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりブラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」の構築。	「ICT街づくり推進会議(第7回)」(平成26年6月3日)において示された「ICT街づくりの普及展開に向けたロードマップ」に基づき、目標を設定。 (ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトの実施数: 塁計28件)
		かつ谷易に再利用することを可能とする仕組み				-	_	
	対象の放送番組(※)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送時間の割合					-	-	
8	※7時から24時までの間に 放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技 術的に字幕を付すことがで きない放送番組等を除く全 ての放送番組 (2)解説放送については、権 利処理上の理由等により 解説を付すことができない 放送番組を除く全ての放送 番組		20年度	(1)100% (2)10%	29年度	_	<u> </u>	「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められていることから、指標として設定(左記の目標値は、NHK(総合)及び在京キー5局等の場合)。
		実証実験を行うことにより、医療情報 連携基盤の有効性の検証及び課題 の整理等を実施		医療・介護・健康分野における情報 連携基盤等のICTシステムに関する 技術仕様の策定、モデルの確立	20年度		医療・介護・健康分野における情報 連携基盤等のICTシステムに関する 技術仕様案等の検討・作成。	「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表(平成25年6月14日 IT本部決定)」においては、「確立した仕様の普及や運用 ルールの普及等を通じて、2018 年度までに医療情報連携 ネットワークの全国的な展開を行う」、「地域包括ケアに関わ る多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の 推進・普及を行う」、「国民の健康増進・健康管理に有効な方 策を確立し、成果の全国的な展開を図る」等とされている。 医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステ
						<u> </u>	<u> </u>	ムを普及・展開することにより、医療の質の向上、医療費の 適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における課題の 解決が図られるため、指標として設定。

		教育分野におけるクラウド	クラウド等の最新の情報通信技術を		クラウド等の最先端の情報通信技術 を活用した教育ICTシステムに関す る実証成果を踏まえて、教育分野に		を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進する	る実証成果を踏まえて、教育分野に おけるクラウド導入・活用を促進する	教育分野におけるICTの利活用は、児童生徒の学習・授業参加意欲等の向上につながるものであることから、普及展開を図るため、文部科学省と連携して、クラウド等の最先端の情
ICT利活用により社会課題の	10	が月のからからから 導入を促進するための導 入手法の確立と普及	教育現場で活用するにあたり、導入 手法を検討するための調査研究を実 施。	25年度	る大品は米とはほんで、秋月からにおけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を経た教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。	28年度	ための手引書を策定・公表。	ための手引書を見直し・公表。 	報通信技術を活用した、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証を行う。その成果を踏まえ、教育ICTシステムの普及モデルとして技術仕様を策定するとともに、教育分野におけるクラウド導入を促進するための手引書を策定することから、指標として設定。
解決を推進すること	11	(1)ICTによる地球温暖化 対策に関するITU-T(電気 通信標準化部門)の今期研 究会期(25年度~28年度) 標準化活動における勧告 等 (2)ITU-Tの今期研究会期 (25年度~28年度)標準化	(1)ITU-Tに寄書提案を行うととも に、会合等において我が国の考え方 を主張し、各国との調整等を行うこと	25年度		28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施(2)-	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施(2)-	国内におけるICT利活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT利活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を促進する
		(23年度~28年度/標準化 活動における我が国側から の寄書提案数 ※基準(値)は25年度の件 数、目標(値)は25年度~28 年度の合計件数	で、我が国の意見が勧告案に反映 (2)7件		(2)25件以上		_	_	とともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。
	12	(1)テレワーク導入企業数 (2)全労働者数に占める週 1日以上終日在宅で就業	(1)精查中	24年度	(1)24年度比で3倍 (2)10%以上	32年度	-	-	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日)に雇用 形態の多様化とワーク・ライフ・パランス(「仕事と生活の調 和」)の実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明 記されており、同工程表において2020年にはテレワーク導入 企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する
		する雇用型在宅型テレワー カー数の割合	(2) 4.5%		(2)10%以上		_	_	雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にすることが目標とされていることから、指標として設定。 (上記を踏まえ、平成26年度からは、多様で柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証等を実施。)
		我が国が直面する経済・社 会の様々な課題に対する	情報通信政策の立案・遂行のための 調査分析を実施・公表(ICTの経済分		適時適切な情報通信政策の立案・遂		適時適切な情報通信政策の立案・遂 行のための調査分析の継続的実施・ 公表	適時適切な情報通信政策の立案・遂 行のための調査分析の継続的実施・ 公表	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情
	13	ICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	調宜力ができた。 析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)	25年度	行のための調査分析の継続的実施・ 公表	27年度	_	_	報通信ネットワーク社会形成基本法第14条(統計等の作成 及び公表)において、政府が高度情報通信ネットワーク社会 の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとさ れていることから、指標として設定。
	14	高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表	「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。	25年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレット PC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表	26年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表		「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月IT総合戦略本部決定)において、高齢者のITリテラシーを向上させることで、社会参加の促進や豊かな生活の実現が期待されると指摘されているほか、「ICT超高齢社会構想会議報告書」(平成25年5月公表)において、今後の具体的なプロジェクトとして、高齢者が地域でICTの使い方をともに学ぶためのカリキュラム整備等の必要性が示されていることから、指標として設定

	15		障害者・高齢者向けのICTサービス の提供や開発等を行う者に対して助 成等を実施	25年度	・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進・・情報アクセンビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充	27年度	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定		・障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)において、国が取り組むべき施策分野として「情報アクセシビリティ」が掲げられ、電子書籍等にTを活用したサービスの充実は、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバイドの解消に寄与するため、指標として設定。
	16	ビッグデータを活用した路 面管理及び農業の高度化 の実現に向けた取組状況	「ICT生活資源対策会議」を開催し、 ビッグデータを活用した路面管理及 び農業の高度化の実現等について 検討。	25年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、・農業の生産性向上のため、無農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。	26年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの著様・分析を実施。・・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。・・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。		ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定。
	17	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるブラットフォームの構築のための取組状況	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて利活用できるブラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。	25年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まる空間・ICT推進会議」の検討を踏まる空間情報を取り扱うためのG空間ブラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間ブラットフォームシステムとして実装。・構築したG空間ブラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	27年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間 空ットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間ブラットフォームシステムとして実装。 ・構築した空間情報利活用サービスの実証を実施。	・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。
	18	産学連携による実践的ICT 人材育成に有用な方策等 の確立と普及	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施	25年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に 育成するための仕組みを検討、検証 の上、モデル化し、公表	26年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に 育成するための仕組みを検討、検証 の上、モデル化し、公表 ―		産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、求められる人材の育成に有用な方策を探るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
ICT利活用のための基盤を整備すること	19	に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術	(1) RSA暗号の脆弱性及び認定認証 事業者が生成する鍵対の安全性評 価に係る調査を実施 (2) 電子署名の普及啓発のために最 新情報を周知するセミナーを開催	25年度	(1)電子署名及び認証業務に係る技 術調査の適切な実施 (2)電子署名の普及啓発のために最 新情報を周知するセミナーを開催	27年度	(2)電子署名の普及啓発のために最	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。
	20	スマートフォン上の個々の アプリにおける利用者情報 の取扱いについてアプリ開 を取扱いの第三者が検証 する仕組みの構築に向け た取組状況	(新規施策)	25年度	個々のアプリについて、利用者情報 の適切な取扱いが行われているかど うかをアプリ開発者以外の第三者が 検証する仕組みについて、その実施 手法である「申請型」と「クローリング 型」に関し、技術面、制度面及び運 用面から検討を行い、第三者検証の 実運用に向けた環境を整備する。	28年度	請型」について実証を行い、当該検 証においてルール化すべき評価基	ル化すべき評価基準や検証結果の 表示等について検討	個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定。

	我が国のインシデントレス 21 ポンス能力の向上のため の取組状況	(新規施策)	25年度	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。・標的型攻撃の解析手法の確立・解析結果を踏まえた防御モデルの確立・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	27年度	我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施		けるインシデントレスポ
	達成手段 (開始年度)		予算額(執行		関連 する 指標		平成26年行政事業 レビュー事業番号	
	(河沿干及)	24年度	25年度	26年度	指標			レビュー 事未留う
(1)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省) (平成20年度)			134百万円	1	000		0067
(2)	情報読解・活用能力等(メディアリテラシー)向上のための取組の推進 (平成18年度)			-	1, 14			0068
(3)	高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業 (平成23年度)			-	1			0069
(4)	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)			73百万円	1, 19			0070
(5)	通信・放送分野における情報パリアフリー促進支援事業 (平成13年度)			107百万円	1, 15			0071
(6)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)			400百万円	1, 8			0072
(7)	スマートテレビ等の標準化に関する実証実験 (平成24年度)			-	1			0073
(8)	コンテンツ海外展開促進事業 (平成24年度)			-	1, 4			 0074
(9)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業 (平成25年度)			-	1			0075
(10)	全省庁的統一資格審査実施経費 (平成24年度)			138百万円	1, 6			0076
(11)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)			356百万円	1, 6			0077

(12)	国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携 推進事業 (平成24年度)	-	1, 5	0078
(13)	放送・通信分野等における電子証明書の活用に関する 調査研究 (平成25年度)	-	1	0079
(14)	フューチャースクール推進事業 (平成22年度)	-	1	0080
(15)	グリーンICT推進事業 (平成23年度)	39百万円	1, 11	0081
(16)	医療情報連携基盤高度活用事業 (平成25年度)	-	1, 9	0082
(17)	中小・ベンチャー企業向け先進的クラウドサービス創出 支援事業 (平成23年度)	-	-	0083
(18)	テレワーク全国展開プロジェクト (平成24年度)	-	1, 12	0084
(19)	教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究 (平成25年度)	-	1	0085
(20)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)	128百万円	1, 13	0086
(21)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)	288百万円	1, 2	0087
(22)	情報流通連携による防災減災・地域活性化推進事業 (平成24年度)	-	1	0088
(23)	スマートプラチナ社会構築事業 (平成25年度)	170百万円	1, 9, 12, 14	0089
(24)	情報セキュリティの高度化に関する調査研究 (平成16年度)	57百万円	1, 15, 19	0090
(25)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証 (平成24年度)	-	1, 5, 7	0091
(26)	ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 (平成25年度)	-	1, 16	0092
(27)	災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業 (平成25年度)	-	1	0093

(28)	我が国のICT産業の国際競争力強化に向けたグローバル展開の推進 (平成25年度)	-	1	0094
(29)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業 (平成25年度)	-	1, 4	0095
(30)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)	-	1	0096
(31)	4K・8Kを活用した放送・通信分野の新事業支援 (平成25年度)	-	3	0097
(32)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)	-	-	0098
(33)	スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業 (平成24年度)	-	-	0099
(34)	防災情報通信基盤整備事業 (平成24年度)	-	1	0100
(35)	次世代衛星放送テストベッド事業 (平成24年度)	-	1	0101
(36)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(地方) (平成18年度)	46百万円	1	0102
(37)	被災地域情報化推進事業 (平成23年度)	-	1	0103
(38)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)	550百万円	10	新26-0012
(39)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)	450百万円	1, 21	新26-0013
(40)	G空間ブラットフォーム構築事業(G空間ブラットフォームの構築に係る実証) (平成26年度)	800百万円	1, 17	新26-0014
(41)	G空間ブラットフォーム構築事業(自治体・公益事業者連携による地図データ整備の効率化実証) (平成26年度)	250百万円	1, 17	新26-0015
(42)	パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に係る実証実験 (平成26年度)	130百万円	1, 20	新26-0016

			施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策の予算額・執行額	5	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等の	日本再興戦略 -JAPAN is BACK-	2013年6月14日	第 I . 総論 第 II 3つのアクションプラン
		うち主なもの)	世界最先端IT国家創造宣言	2013年6月14日	Ⅲ.目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。 ※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-12)

数数の機関														_		
## 10		政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	[12:放送分野における利用環境	の整備					<b>七</b> 少 如 巳 钿 六	, 情報流通	<sub>丁</sub> 政局 総	務課 他5誤			<b>局 総務課長</b>
## 1 日本		政策の概要	メディ する	ィアの多様化や、放送サービスの 放送制度の在り方について検討	高度化等を踏まえ、多 ・実施する。	<b>多様な国民視聴者の</b> ニ	一ズに応え	えるための	放送政策に資	但当即问味主	室				情報通信(ICT	政策)
接名を対していることを対しています。			利便												平成27年8月	
接着基準法計画の設定に係る制度を創設した。		施策目標		測定指標		基準(値)		基準年度		目標(値)		目標年		指標の選定理由及び目	目標(値)(水準・目	標年度)の設定の根拠
80送信機等を配備し、平時において建設機等を配備し、不時においては自治体が一角が実著放送局を開設し、接災者の生物において建設機等一列を空間開放に活用し、災害時において運動機能であり、大規模災害の発生物において運動機能であるよう、平時からの送 信点の調査や運用削減の実施 25年度 信点の調査や運用削減の実施 25年度 信点の調査や運用削減の実施 25年度 信点の調査や運用削減の実施について検討。 25年度 通点の調査や運用削減の実施について検討。 25年度 通点の調査や運用削減の実施について機能として設定 超数を図ること。	踏まえ、 ズに応え 方につい	多様な国民視聴者のニー るための放送制度の在り て検討・実施し、国民生	の検討	25年度	勢の変化等を	踏まえ、放送制			経済状況 を を検討が 反映する	Rの変化等に伴い、が N必要な事項について Sことにより、国民生	対送分野において て、調査・分析等	「整備すべき制度や更な 手を行った結果を政策へ				
表が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外機能を かため、テレビ国際放送の充実を 図ること	用の送信 い運用は いとにより	機等を配備し、平時にお 治体等が行う送信点調査 練に活用し、災害時にお 治体に対して貸し出すこ 、災害時における迅速な	2	滑化を図るための送信点調	時災害放送局を開設	とできるよう、平時か	いらの送	25年度	送信点調査、	運用訓練の実施		26年	各自治体 寄与情報 かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんし かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	kが臨時災害放送局を こところであるが、大 Bなどの迅速な提供の ら効率的な運用を可能	E開設し、被災者 C規模災害時にお Oためには、平時 Eとする送信設備	所の生活安定等に大きく いて避難情報等一刻を けにおいて事態を想定し 情の設置場所等の選定が
受信可能世帯数:約1億9000万世帯   受信可能世帯数:約1億9000万世帯   で成26年行政事業   で成26年行政事業   で成19年度   で収19年度   で収19年		テレビ国際放送の充実を	3				こ基づ	25年度	受信環境の整	備を一層推進す	3	26年	我が国の 増やして 信環境動 の確保等	D対外情報発信力を強 で外国人向けテレビ国 を備(現地の衛星放送	強化したところで 国際放送の充実を ≤やケーブルテレ	であるが、海外視聴者を で図るためには、その受 レビにおけるチャンネル
選成手段 (開始年度)   24年度   25年度   26年度   14標   25年度   26年度   14標   25年度   26年度   26年度   14標   25年度   26年度   26年度   1   24年度   25年度   26年度   26年度															00万世帯	
(1) (平成19年度)     35日万円 1       (2) 国際放送の実施 (昭和26年度)     3,456百万円 3       (3) 地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)     13百万円 2       政策(に関係する内閣の重要政 策(施政方針演説等の3ち主な     施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(抜粋) 策(施政方針演説等のうち主な					24年度			 年度				達成手段	の概要等			
(2) (昭和26年度)     3,450日万円 3       (3) 地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)     13百万円 2       政策に関係する内閣の重要政 策(施政方針演説等の名称 策(施政方針演説等のうち主な)     施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(抜粋)	(1)		究				55百	万円	1							0104
T3日万円   2   新726-0017   13日万円   2   新726-0017   13日万円   2   東京	(2)						3,456]	百万円	3							0105
政策に関係する内閣の主要は「「「「」」」  政策の予算額・執行額  策(施政方針演説等のうち主な  「「	(3)		.)				13百	万円	2							新26-0017
		11. 佐 の マ 佐	r 灾苦, 羊	<del>보</del> 소드 핫즈							施政方針演説等の	名称 年	月日		関係部分(抜粋)	
		<b>以東の予算</b>	- 待員 * 年	<b>拟1</b> 丁줹						<b>戦就寺のつち主な</b>	_		-		_	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一③)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	₹13:情報通信技術利用環境の整	備							作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 業政策課長 吉田 博史
政策の概要	利用をまた	]者の利便性向上を促進するとと  る。 、利用者からの苦情・相談、迷惑	サルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者 もに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通 スール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法、 の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。、 現する。	信基盤の和 有害情報を	利用環境の確保 対策の促進、	担当部局課室名	総合通信基盤 事業政策課 電波部 移動	也5課室			情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	の実	現、ブロードバンド基盤の整備の	市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競・ E進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、 を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境	利用者から	の苦情・相談対					政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度		目標(値)		目標年度	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
	1	OECD加盟国におけるブロー ドバンド料金 (単位速度あ たり料金)	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)	25年度	1位を引き続	き維持		26年度			争政策の推進により、料金の低廉化・ すると期待されることから、指標とし
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードパンド環境を実現すること	2	公正な競争促進に向けた取 組状況	・平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 ・平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 ・モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。		度価・をし・見での競公気には、ませんでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは	業分野における平成について、平成26年 業における料金会政策 該成ともにる料金会見を との更ないので、の競争の情報 は、平成26年中に まえ、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	夏頃目途に評等の調査研究を 等の調査等を 事でで 事でで 事でで 事でで 事でで 事でで 事でで 事でで 事でで 事で	26年度	状況の評	価を行い、競争環境 事業分野の公正な競	結果を踏まえ電気通信事業分野の競領 の変化に応じて制度改正を行うことに 争を促進することにつながるため指棋
	3	訪日外国人にとっても使い やすいICT基盤環境の実現に 向けた取組状況	・2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。・公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。	25年度	線LAN環境整備 とともに、先 の無料公衆無	等、団体等参画によ 情促進に向けた推進作 例事例の共有、エリ 線LAN整備に係る働き 行者の多様なニーズ に取り組む。	本制を構築する アオーナーへ きかけを行う	26年度	旅行者に	とっても使いやすい	ラリンピックの開催を見据え、外国ノ 通信環境を整備することは世界最高が ることから、指標として設定
地域の特性を踏まえた高速のブ	4	超高速ブロードバンドサー ビスの世帯カバー率	99.4% (平成25年3月末時点。平成25年度値は8月頃公 表予定)	25年度		概ね100%		26年度			できる環境を実現するにするにはイン ることが前提となることから、インフ
ロードバンド環境の整備・確保を 図ること	5	超高速ブロードバンドサー ビスの利用率	固定系: 48.1% 移動系: 20.3% (平成25年3月末時点。平成25年度値は8月頃公 表予定)	25年度	固定系・特	多動系合わせて年10	%程度増加	26年度	ラ整備及	びその利用の進捗状	。況を測るため、超高速ブロードパント 利用率を指標として設定。

	言サービスの安心・安全な きを実現すること	6	特定電子メール法に基づく 迷惑メール対策への取組状 況	特定電子メール法に収集・分析を行い、 送信者に対し、行政	同法に違反する疑		25年度	収集・分	メール法に基づく迷惑メールについて 析を行い、同法に違反する疑いのある 対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについ ともに、同法に基づき事業者への指導等を行 の送受信上の支障を防止し、電子メールの利 境の整備に資するため、指標として設定。 【参考((平成25年度値)】 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件	うことは、電子メール
		7	電気通信サービスを安心・ 安全に利用する環境を実現 するための取組状況	するとともに、相談析し、政策の見直し、特に、スマートについて研究会でもトフォン安心安全引表。	、等を実施。 フォン等の利用に関 食計し、提言として 金化戦略」を平成25 平成26年2月、新: D安心・安全な利用	抽出・分 する課題 「スマー 5年9月に公 たに研究会	25年度	るととも 利用に係	サービス利用者の苦情・相談に対応す に対応す 相談内容等から電気通信サービス る課題を抽出・分析し、電気通信サー ける消費者利益確保のための政策の見 実施	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応容等から電気通信サービス利用に係る課題を信サービスにおける消費者利益確保のための行い、その結果として様々な取組を行うことを安心・安全に利用する環境整備の実現につ設定。【参考(平成24年度の相談件数)】6,811件(平成25年度値は8月~9月公表予定)	抽出・分析し、電気通政策の見直しや検討を は、電気通信サービス ながるため指標として
通信機器	<b>吊の技術基準の適合性を確</b>	8	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制 度見直し等の実施	り方に関する検討	する電気通信事故の 会」を開催し、事故 平成25年10月にとり	改防止の在	25年度		電気通信事業法の改正等を実施	26年度	事業者の自主的な取組による対策を基本とし に確保する制度的枠組みを整備することが必 度見直し等の実施を指標として設定。	
	こと等により、電気通信事 D安全・信頼性の向上を実 こと	9	市場調査を行う特定無線設 備等の台数		50台		25年度		50台	26年度	「基準認証制度の適正・健全な運用の確保」 を示すため、市場調査を行う特定無線設備等	
		10	MRA国際研修会の参加者数		80人		25年度		80人	26年度	(我が国で開催される通信機器等の相互承認 の参加者数を指標として設定。	協定に関する研修会)
るITイン	道路交通社会の実現に資す ンフラ環境実現に必要な情 技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信 の信頼性、相互接続、セ キュリティ機能を確保・考 慮した通信プロトコルの策 定	安全運転支援のため 波の周波数・出力等 上のレイヤーの通信 キュリティ等につい	等の技術基準は策定 言プロトコルである	<b>こしたが、</b>	25年度		支援のための車車間通信に係る通信セィを検証。	26年度	安全運転支援のための車車間通信等の相互接 を確保・考慮した通信プロトコルの策定を指	続、セキュリティ機能 標として設定。
	達成				予算額(執行額)	(※2)		関連する	ĭ	達成手段の	概要等	平成26年行政事業
	(開始 - <del>-</del>	牛皮	.)	24年度	25年度	264	年度	指標				レビュー事業番号
(1)	電気通信事業分野におけ 究 (昭和62年度)	る事	業環境の整備のための調査研			145ਵ	百万円	1, 2, 3				0106
(2)	災害時の確実な情報伝達 開発 (平成24年度)	を実	現するための技術に関する研究				_	-				0107
(3)	電気通信事業分野におけ 費 (平成6年度)	る消	費者利益確保のための事務経			404 Ē	5万円	6, 7				0108
(4)	児童ポルノサイトのブロッキ (平成23年度)	キンク	ブに関する実証実験				_	-				0109
(5)	電気通信事業分野におけ 費 (平成12年度)	る安全	全・信頼性確保のための事務経			69百	万円	8, 9, 10				0110
(6)	情報通信利用環境整備推 (平成23年度)	進事	業			510Ē	百万円	4, 5				0111

(7)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)		-	4, 5					0112
(8)	周波数オークションの企画及び実施関係経費 (平成25年度)		-	-					0113
(9)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成〇年度)		8百万円	6, 7					0114
(10)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金 (平成24年度)		-	-					00115
(11)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)		210百万円	11					新26-0018
						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額·執行額				系する内閣の重要政 針演説等のうち主な	日本再興戦略	平成25年6月14日	一、日本産業再興ブラン 4、世界最高水準のIT社会の実現 (4、世界最高水準のIT社会の実現 (4、世界最高水準のIT社会の実現 (5、世界最高)ペルの通信インフラの整備 (6、大学では、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	やモバイル市場の競争促進夏 ハての検証プロセスを本年夏 この結果を踏まえ、電気通について、来年中に結論を の構築 会社会 、当面の主要施策 恒間通信等を用いた安全運 を一次適な等の実現を国本制を構築し、官民でロード
						世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月14日	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一 国内外に発信し、2014年度から、社会実装を前 導的な実証事業を公道上で実施するとともに、 にも着手する。 さらに、車の自律系システムと車と車、道路と わせ、連致支援技術の高度化を図るとともに、 実証を実施し、2020年代中には、自動走行シス これらの取組などにより、2018年を目途に交ら とし、2020年までには、世界で最も安全な道路: 故死者数が人口比で世界ー少ない割合になる 渋滞を大幅に削減する。 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤: 通信ネットワークインフラについては、低廉かつ が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の き推進するとともに、離島などの不採算地域に つつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保 代のトラヒック増に対応するためのIT インフラ現	安全で災害に強い社会 提としたモデル地区での先 高度運転支援技術等の開発 車との情報を換等を組みでの 東用化に向けた公道上る。 長事故死者数を2,500人以下 返通社会を実現ともに、交交 近まなをも指す)とともに、交交 をした。 金化 高速のブロードバンド環境 続いても、地域特性を踏まえ といる。また、ピッグデータ

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一個)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	514:電波利用料財源による電波	監視等の実施								作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策記電波利用料企画室長 越後 和徳
政策の概要	波のまたコメ	は利用共益事務は、電波法第103 公平かつ能率的な利用を確保す 、電波利用料の予算額について ントの募集など、電波利用共益事 について事前の検討を実施。	「ることによって公共の は、3年毎の電波利用	福祉を増え	進すること」に資するも しの際、公開による研∶	の。 究会の開催	崖や、パブリック	担当部局課室名	総合通信基盤局 電波音 策課 電波利用料企画室 室		分野【政策体系上 の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	電波	7監視等無線局全体の受益を直持	妾の目的として行う事系	务(電波利)	用共益事務)の確実な	実施を推進	進することにより、「	電波の適正な利用を	確保する。		政策評価実施 予定時期	平成26年8月
								年度ごとの目標	(値)			
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)	,		年度ごとの実績	[(値)	測定指	<b>信標の選定理由及び目</b>	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度			
	1	重要無線通信妨害への措置率	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	の安心・	安全に大きく関わる	環境維持に向け、国民生活や社会活動航空・海上無線、消防無線、携帯電影
							_	_	_	など里安 根幹であ	無線通信への妨害を るため、重要無線通	防止することは電波監視業務において 信妨害への措置率を指標として設定。
	2	総合無線局監理システムの 稼働率(計画停止を除く。)	99%	25年度	無線局数の増加に 影響されることな く99%以上確保	28年度	無線局数の増加 	に影響されること:	なく99%以上確保 	の電波監 処理シス	理事務の迅速かつ効 テムである総合無線	無線局の免許申請処理、周波数管理等率的な実施を支援する全国規模の業務 高監理システムの予期せぬシステム停響を及ぼすため、システム稼働率を持
	3	無線局免許申請等及び無線 局再免許申請等における電 子申請率	70%	25年度	73% (平成26年度から 平成28年度の平 均)	28年度		73%(3力年平	均)		民のオンライン利用	及びユーザビリティのさらなる向上を 申請の申請率を併せて指標として設
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体へ	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価が、当初の 見込みどおりかそれを上回 る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	25年度	80%	28年度	80%	80%	80%		捗及び目標達成度を る評価を指標として	客観的に評価・把握するため、外部専 設定。
の影響調査、標準電波の発射、所 知啓発等を通じ、良好な電波利用 環境の整備・維持を図ること		標準周波数の精度 (周波数 標準値に対する偏差)	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆 分の1)以内	25年度	1.0×10 <sup>-12</sup> (1兆 分の1)以内	28年度	1.0×10 <sup>-12</sup> (1 分の1)以内					維持を図ることを目的として、平成1 されている標準周波数の精度を指標と
	6	電波の能率的な利用や安全 性に関する全国各地での説 明会の開催回数	電波の安全性に関する説明会を各地 方局で1回以上か つ全国で15回	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度		回以 各地方局で1 5回 上かつ全国で 以上				の確保や電波の安全性に関する国民の 説明会の開催回数を指標として設定。
	7	電波の能率的な利用の確保 等に関する周知啓発活動の 実施件数	3, 312件	25年度	周知啓発活動の実 施件数を3,000件 以上	28年度	3,000件以上	3,000件以_	上 3,000件以上		平かつ能率的な利用 動の実施件数を指標	の確保を図る必要があることから、居 とし、設定。

1		_			ı		ı			
		安全な無線LANの利用及び設				00 <b>-</b> -	5回以上	5回以上	5回以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めるこ
	8	置に関する説明会等の実施 回数	5回	25年度	5回以上	28年度	_	-	-	とにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用 及び設置に関する説明会等の実施回数を指標として設定。
	9	電波有効利用技術の研究開 発等において、外部専門家 による評価が、当初の見込	80%	25年度	80%	28年度	80%	80%	80%	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を
		みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課 題の割合	3070	20千戊	30%	20-12	_	_	_	指標として設定。
	10	パーソナル無線の廃止局数(特定周波数終了対策業務	1, 363局	25年度	パーソナル無線の降止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定 周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進する
		によるもの及び当該業務に よらないものの合計)			廃止		_	_		ため、廃止局数を指標として設定。
	11	消防・救急無線のデジタル 化を実施した市町村数(消 防に関する事務を処理する 地方公共団体を含む。)の	72. 6%	25年度	100%	28年度	_	_	100%	
	、周 ・不利 ・用の 12	割合					_	_	_	  消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5  月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・  救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指
電波有効利用技術の研究開発、周 波数移行・再編の促進、条件不利 地域等における電波の有効利用の		市町村防災行政無線のデジ タル化を実施した市町村数 の割合	44% (速報値:	25年度	₹ 50%以上	28年度	_	_	50%以上	根として設定。
促進等を通じ、電波の適正かつ能 率的な利用を推進すること			H26.3月末)	1.2			_	_	_	
	13	携帯電話サービスエリア外 地域に居住する人口(整備 要望がない地域の人口を除	3. 4万人	25年度	1. 7万人	28年度	_	_	1. 7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く)を指標として設定。(平成26年度から平成28年度まで
		< 。 )					——————————————————————————————————————	_	_	の間に半減し、1.7万人まで解消する)
	14	地上デジタル放送の難視対 策世帯数	1. 3万世帯	25年度		26年度	0世帯 (難視解消後の 世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設
		жепж		:	世帯数)		_			定。
1	15	A M 放送局(親局)に係る 難聴対策としての F M 中継	0%	25年度	100%	30年度	5%	30%	60%	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴 (都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解 消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM
		15 難聴対策としてのFM中継 局整備率					_	_	_	放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標 として設定。

	達成手段		予算額(執行額)(	<b>%2</b> )	関連する	<b>キポエのの概要な</b>	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標	達成手段の概要等	レビュー事業番号
(1)	電波の監視等に必要な経費 (平成5年度)			6,520百万円	1		0116
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用 (平成5年度)			8,942百万円	2, 3		0117
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)			771百万円	4		0118
(4)	電波再配分対策 (平成23年度)			15百万円	10		0119
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)			3,361百万円	11, 12		0120
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)			1,500百万円	13		0121
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)			29,799百万円	14		0122
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)			1,950百万円	13		0123
(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)			205百万円	6, 7, 8		0124
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)			10,680百万円	9		0125

(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)		510百万円	5					0126
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)		1,180百万円	15					新26-0019
						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額				系する内閣の重要政 3針演説等のうち主な	世界最先端IT国家 創造宣言		・ITインフラに関しては、2000年以降、我がにより、モバイル通信や光ファイバーなどにが整備されている。今後、世界最高水準のし、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安がある。(P22)	おいてブロードバンド環境 ブロードバンド環境を確保 大なデータを利活用でき、
						日本再興戦略	平成25年6月 14日	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービな通信インフラを有線・無線の両面で我がレインフラを利用するあらゆる産業の競争力	国に整備することで、その

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

# (総務省26一⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	f15:ICT分野における国際戦略の	推進							作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 巻口 英司
政策の概要	課題	の基本目標達成に向けて、二国解決、連携強化を図る。また、多 惠関係の構築及び我が国ICT企	間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、 様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を3 業の海外展開支援を図る。	ICT分野に 実施すること	おける国際的な こにより、国際的	担当部局課室名	情報通信国際戦他4課室	战略局 国	国際政策課	分野【政策体系上 の位置付け】	情報通信(ICT政策)
		間・多国間等の枠組みによる国  技術社会の発展に貢献する。	際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野	における国	際競争力強化	こ向けた海外展開支接	爰の推進を通じて、	グローバ	ルな情報	政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度		目標(値)		目標年度	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
ニ国間・多国間等の枠組みによる 国際的な課題を解決するための協 調及び貢献の推進により、グロー	1	ニ国間での定期協議、政策 協議、国際機関等における 会議への参画及び意見交換 の実施状況	10回	25年度		最通信大臣級会合なと 仏ICT政策協議などの (10回程度)		26年度			換における協議・交渉を通じて国際 貢献が行われるため、指標として設
バルな情報通信技術社会の発展に 貢献すること	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	10件	25年度		10件以上		26年度	ICT分野に ルディバ	こおける諸外国との イド解消等の課題解	協力関係の構築により、国際的なデ: 決につながるため、指標として設定
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術	3	海外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	4回 (セミナー等) 4回 (ミッション団)	25年度		4回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)		26年度		、我が国のICT分野I	ポジウムの開催、ミッション団派遣 こおける国際展開支援に資するため、
社会の発展に貢献すること	4	ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進	25年度	関係省庁と連	ンフラ戦略会議の方 携しつつ、モデルシ 施することにより、	ステムの構	32年度	ICT産業の	国際競争力強化に刻	Eデルシステム構築・運営の実施は、 貸するため、指標として設定。 議において設定されたものに準拠し

	達成手段		予算額(執行額)	<b>%2</b> )	関連する		25	産成手段の概要	生	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標		A	E 以 于 权 の 似 安・	च	レビュー事業番号
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)			182百万円	1, 2					127
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金·拠出金 (平成24年度)			614百万円	1					128
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)			36百万円	1					129
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)			225百万円	1					130
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)			29百万円	2					131
(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)			943百万円	3, 4					132
(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)			119百万円	1, 4					133
(8)	アジアユビキタスシティ構想推進事業 (平成23年度)			-	4					134
							施政方針演説等の名称	177	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額				政策に関係 策(施政方	係する内閣の重要政 「針演説等のうち主な	世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日	I.基本理念 2世界最高水準のIT利活用社会の実現	に向けて
					もの)		日本再興戦略	平成25年6月 14日	三. 国際展開戦略	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一億)

I												(市のカガロとの 197
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	16:郵政民営化の確実な推進									作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 長 椿 泰文
政策の概要	政事さらい行う	民営化法等の一部を改正する等事業のユニバーサルサービスのについては、民間事業者によるでもに、新規参入の促進及び信書、万国郵便連合(UPU)への人などし国際郵便サービスにおける行うと共に、新興国、途上国によ	)確保を図るため、日本 信書の送達に関する法 ■便に関する利用者の 的貢献や我が国提出の の利用者利便の向上や	<ul><li>郵政グル は律に基づ認知度の応 認知度の係り</li><li>が議案の採りサービスの</li></ul>	一プ各社等に対する。 き、民間信書便事業者 句上を図るため、周知 採択に努めるほか、参 ひ多様化を図る。また	必要な監督 ぎに対する ・広報活動 加各国と意 、多国間・1	を行う。信書便 必要な監督を行 を推進する。 見・情報交換を	部局課室名	情報流通行政局企画課他6課室	郵政行政部	分野【政策体系上 の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	郵政便な新た	民営化法等の一部を改正する等 方法により郵便局で一体的かつ な制度環境整備への取組等、積	等の法律に基づき、郵係 あまねく全国において 極的な対応を推進する	更の役務、 公平に利用 ることにより	簡易な貯蓄、送金及で 用できることを確保し、 リ、利用者利便の向上	が債権債務 利用者利( 及びグロー	の決済の役務並びに簡 更を図ると共に、国際分里 -バルな郵便業務の向上	易に利用でき 野においては を図る。	・ る生命保険の役務を 、多国間・二国間協調	を利用者本位の簡 議・協調等を通じ、	政策評価実施 予定時期	平成28年8月
							年	度ごとの目標	票(値)			
施策目標		測定指標	基準(値)	r	目標(値)	·····	<u> </u>	度ごとの実績		測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	26年度		27年度			
	1	郵政民営化の着実な推進	郵政民営化法等の 一部を改正する等 の法律(平成24年 4月27日法律第30	24年度	上場に向けた日本 郵政グループの事 業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政ループの事業展開の仮		易に向けた日本郵政 −プの事業展開の促	!進 郵政民営 <sup>*</sup> 多様で良 <sup>*</sup> から、郵	質なサービスの提供 政民営化の着実な推	する等の法律に基づき、郵政民営化が を通じ国民の利便の向上に資すること 進を指標として設定。また、郵政民営 よう、上場に向けた日本郵政グループ
			号) 成立				―    郵便局ネットワークカ	と淮の 一部点	— 更局ネットワーク水		開の促進を目標とし	て設定。
			約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワー ク水準の維持	27年度	維持	維持		······································		
郵政民営化法等の一部を改正する			約18万本 (郵便差出箱の本 数)	19年度	郵便サービス水準 の維持	27年度	郵便サービス水準の約	推持 郵便	更サービス水準の維 —	持		
等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を			月曜から土曜まで				郵便サービス水準の維	推持 郵便	更サービス水準の維	持		
行い、健全な業務運営、事業展開 を確保することにより、利用者利 便の向上を図ること	2	日本郵政グループの健全な 業務運営等	の6日間におい て、郵便物の配達を 行う。民の祝日に関 する法日及び1月2 日を除く配達) (郵物の配達)	19年度	郵便サービス水準 の維持	27年度	_		_	ら、健全 ・郵便局 ・郵便差 ・郵便物	な業務運営等を指標 数(国会附帯決議) 出箱の本数(郵便法 の配達(郵便法第70	施が確保されているかという観点かとして設定。 第70条、郵便法施行規則第30条) 条、郵便法施行規則第30条) 株式会社 平成26事業年度 事業計
							97%以上	成率	平成27年度の送達日 区の目標値は、日本 式会社 平成27事業	郵便		
			〇〇. 〇% (送達日数達成 率)	25年度	97%以上	26年度	9790以上		<b>削回により発表さ</b>			

									<b>/</b> /	業者の参		信書便加	事業	者の参入数の増	信書便事業者の参 <i>入</i> 加	人数の増		
信書便事	整	備され	ることに	とり、	3	信書便事業への新規参入	30者	25年度	入数の増		27年度	/JH		<u> </u>	_		に間参入の状況が進展することにより、利. 「図され、利思者利度のウェに答すること	
新規参入 おけるサ れ、利用	<b>-</b>	ビスの	多様化が	図ら	4	信書便事業市場の規模	約100億円	24年度		業市場の	27年度	信書便	更事業	市場の拡大	信書便事業市場の拡		「図られ、利用者利便の向上に資すること 見参入及び市場の拡大を指標として設定。	から、信書使事業への新
400 43713	1.0.	111100	71 6 20	<i></i>	4	旧音度事末川物の旅侠	业 100 [版 [7]	24年及	拡大		27年及			_	_			
		1	<del>-</del> - <del></del> 16-		5	二国間・多国間政策協議等	4 回	25年度	4 🗉	③以上	27年度		4	回以上	4回以上		環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行 通じて定期的に各国の制度等に関する情報	
各国との 便業務の 進するこ	近	代化に		義を推		への参画		1.2			- 12			_	_		から、指標として設定。	
ルでの郵					6	郵便業務の近代化に関する 協力に向けた協議を行って いる国数	1 か国	25年度	1か	国以上	27年度		1 7	か国以上 	1 か国以上		「ローバルレベルでの郵便業務の改善を図 近代化を進めようとする新興国・途上国と そとなることから、指標として設定。	るためには、郵便業務の の具体的な関係構築が必
					7	UPU活動への人的貢献	2名	25年度	2.5	3以上	27年度		2	名以上	2名以上			
万国郵便 害・環境	対:	策の強	比及び条約	勺の法	,	(職員の派遣数)	2.11	20千尺	21	- W.T.	27千皮			_	_		PUにおいて我が国の施策を反映し、利用者 レレベルでの郵便業務の改善を図る観点か	
	ではの確保により、利用者利 日上を図ること 重要議案における我が 当の達成率		重要議案における我が国方	95. 57%	25年度		ミにおける 「針の達成	27年度			おける我が国方 7 5 %以上	重要議案における我 針の達成率75%以	双当力   🖴	数及び重要議案における我が国方針の達	成率を指標として設定。			
					新の達成学			率75%				_	_	_				
	達成手段 (開始年度)							予算額	(執行額)	(※2)		  関連す  指標			道 道	産成手段の概	要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
				(1#1)*0	十尺	,	24年度	25:	年度	264	年度 ————	7日1元	示					レビュー事未留ち
(1)		『政行政 平成15⁴	におけるi F度)	箇正な盟	<b>全督</b>					71百	万円	1~4	4					0135
(2)		邓 邓成154		祭政策の	の推注	進に必要な情報収集				47百	ī万円	5, 6	6					0136
(3)		国際機関 平成154	への貢献 F度)							270ਵ	百万円	7, 8	8					0137
(4)	ロナ和価ノンフェンフェノの海州展開車業			外展開事業					-	6						0138		
(5)	(5) 地域における防災・減災への郵政行政の取組の推進 (平成24年度)				3政行政の取組の推進					-	1, 2	2					0139	
														施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜料	·)	
	政策の予算額・執行額								政策に策(施証もの)	関係 改方針	する内閣の重要政 ・演説等のうち主な	第186回国会(常会) における総務大臣 所信表明	(衆議院総務委員 平成26年2月17 (参議院総務委員 平成26年3月11	会)   化の成果を国民の皆様が実感していただけるよう	と。郵政事業のユニバーサル 新たな学資保険など、郵政民営 取り組んでまいります。また、日			

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

## (総務省26一⑪)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策17:一般戦災死没	者追悼等の事業の推進					担当部局課室名	大臣官房総務課管	作成責任者名 大臣官房総務課管理室長 加瀬徳幸
政策の概要	一般戦災死没者に対し	て追悼の意を表す事務等を実	施すること				担当即何妹至石	入足自房秘伤跡目	分野【政策体 系上の位置付 け】 国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般: 後強制抑留者及び引揚機会を提供すること等を	戦災死没者の追悼に資するた 者の方々の労苦に関する貴重 ・推進する。	め、一般戦災死 重な所蔵資料を行	設者の追悼について 後の世代に確実に引き	国民の理解を継いでい	解を深めるとともに、旧? くこと及びこれに併せて	虫立行政法人平和祈念事 所蔵資料を展示し、当該:	業特別基金から承継しが 対苦について国民の理解	た兵士、戦 政策評価実施 予定時期 平成29年8月
*************************************	河中长槽	甘油(油)		口.栖./注)			年度ごとの目標(値)		   測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設
施策目標	測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	26年度	年度ごとの実績(値) 27年度	28年度	上定の根拠
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の追悼に関する あ、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めること	1 戦災に関する展示 者数	示会の来場 1,222名	20~25年 度実績か ら推計		26年度	1, 200名			戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の傾向から推計した26年度の入場者数を基準として目標値を設定)。 ※24年度は、前年度比約2.5倍と大幅に上回る実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了することを検討。
旧独立行政法人平和祈念事業特別 基金から承継した兵士、戦後強制 抑留者及び引揚るの方々の労苦に 関する貴重な所蔵資料を後の世代		りな目録の 所蔵資料の保管 展示	<sup>き・</sup> 25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な 目録の作成に向けた 方針の策定		所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の作成は、関係者の労苦に関 …する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。
に確実に引き継いでいくこと及び これに併せて所蔵資料を展示し、 当該労苦について国民の理解を深 める機会を提供すること		斗館の来館 51,308名	25年度	50, 000名	28年度	40,000名	50,000名	50,000名	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度については、常設展示のレイアウト変更に伴う閉館(約2か月)を踏まえ、目標値から2割を減じた40,000人を設定。

	達成手段		予算額(執行額)	<b>%2</b> )	関連する			法	成手段の概要等	平成26年行政事業
	(開始年度)	24年度	25年度	26年度	指標			连	<b>以十段の似女</b> 寺	レビュー事業番号
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)			6百万円	-					0140
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費 (昭和54年度)			159百万円	-					0141
(3)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)			114百万円	-					0142
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)			23百万円	1					0143
(5)	基金事業推進経費 (昭和63年度)			_	ı					0144
(6)	一般戦災総合データベース整備経費 (平成15年度)			7百万円	ı					0145
(7)	平和記念事業経費 (平成22年度)			370百万円	2					0146
					政策に	関係する内閣 政策(施政方針	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額				の重要 演説等 の)	のうち主なも	-	-	-	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26-18)

	政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	18:恩給行政の推進							一 担当部局課室	<i>b</i>	人事・	· 恩給局恩	給企画課、	、恩給審	作成責任者名	人事・恩給局! 吉牟田剛	恩給企画課長
	政策の概要	恩給	計求の適切・迅速な処理、恩給村	目談対応の充実等を通	通じ、高齢化	した受給者	音等に対す	るサービス	の向上を図る。		i i	査課、	恩給業務	課		分野【政策体系上 の位置付け】	国民生活と安々	心・安全
	達成すべき目標及び目標 定の考え方・根拠】	高齢	合化が進んでいる恩給受給者、請求	求者に対して、より一!	層の行政サ	一ビスの向	]上を図る。									政策評価実施 予定時期	平成27年8月	
	施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度	目標		目標年度		年度ごとのE 年度ごとのE 26年	実績(				測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目	目標年度)の設定の根拠
率の低下に	こついて、未処理案件比 こ努めることを通じ、受 対するサービスの向上を	1	年度末における請求未処理 案件比率(年度末における 残件数/月間平均処理件 数)	0.41か月分 (平成21〜25年度 の平均値)	21~25年 度	0.45か月	分以下	26年度	担保で て設定						担保でき て設定(:	ると考えられるため	、サービス向」	くり、迅速な請求処理を こを図るための指標とし として業務実態等を踏ま
	炎対応の充実による恩給相談電 昆雑率の低下、相談者の満足度		恩給相談電話混雑率	16.0% (平成21〜25年度 の平均値)	21~25年 度	18%Լ	以下	26年度		18%以	下				り、相談: サービス	者の待ち時間を減ら	すことができる 標として設定	の緩和に努めることによ らと考えられるため、 (過去5年間の実績の平 寝値を設定)。
の向上に勢	努めることを通じ、受給 するサービスの向上を図	3	恩給相談者(来訪者)の満 足度・納得度	98.4% (平成21~25年度 の平均値)	21~25年 度	97%រ	以上	26年度		97%以					に努める ス向上を 基準とし	ことで向上させるこ	とができるとれて設定(過去で すて目標値を記	身度は、的確な相談対応 きえられるため、サービ もで間の実績の平均値を り定)。 シンケート
	達成(開始				!	執行額) <sup>(※</sup>			関連する指標				達月	成手段の概	既要等			平成26年行政事業 レビュー事業番号
				24年度 	25年	- 度	26年	‡度										
(1)			E給事業 8年度)				421,691	百万円	1~3									0147
	政策の予算額・執行額								策(施政方針) もの)	る内閣の重要政 寅説等のうち主な	施政方	5針演訪 _	<b>党等の名称</b>	年月日			関係部分(抜粋 <i>)</i> -	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

### (総務省26一個)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策19:公的統計の体系的な整備・	提供						統計局総務課長 佐伯 修司 作成責任者名 政策統括官(統計基準担当)付統	統計企
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「なられた施策を着実に推進・実現する計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設な統計の作成・提供を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応す	ことにより、ICT化の進居 定、統計調査の審査・調	展も勘案し ]整及び社	つつ公的統計を体系 会経済情勢を把握す	的かつ効率	区的に整備し、統 担当部局課3	統計局総務課 定名 政策統括官(統計基準担当 企画管理官室	画管理官 横山 均  当)付統計  分野【政策体系上 の位置付け】  国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のた を着実に実施し、統計情報を的確に						計需要や調査環境の変化に対応し	た統計調査 政策評価実施 予定時期 平成28年8月	
						年度ごと	の目標(値)		
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		年度ごと	の実績(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根	拠
			基準年度		目標年度	26年度	27年度		
	1 第Ⅲ期基本計画に基づく諸 施策の推進状況	公的統計の体系を備 かつびる保保の名の見取り を保保を図意見のつに要して 国民のつに強い が が が が が が が を保 を の る の る 見 の り の に り を し の に し の に 策 り に し つ に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	25年度	第II 期基本計画 場はでは、 場はでは、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	27年度	第 I 期基本東部 明明	第 II 期基本計画に掲げられた 諸施策の実現に作っている 諸施策の実現に推進体制を構築 するとともに、各一でのプラ 取組状況ことにより政府一体 的な取組を推進	第 II 期基本計画に掲げられた諸施策の実現を図ることは、国民に て合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置に れている公的統計の有用性の向上に資することから、指標として 定。	付けら
	第Ⅲ期基本計画の別表に掲 2 げられた具体的な取組の着 手率	96%	22年度	96%以上	27年度	88%以上	96%以上	第 II 期基本計画は、正確な統計を効率的に作成するとともに、ほとって有用性の高い統計を提供する等の諸施策を推進するものでり、計画全体の推進が重要な課題であることから、指標として記して成27年度は第 II 期 I	であ 設定 とか 年3月
第 Ⅱ 期基本計画に掲げられた諸施 策の実現に取り組み、国民経済の 健全な発展や国民 生活の向上に寄与すること		75%	23年度	75%以上	27年度	75%以上	75%以上	統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあ じめ登録(登録された者を「登録調査員」という。)し、当該会 査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主にプ 調査(国勢調査を除く。)における統計調査員の別字指標として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として設定 された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定 に経済センサス・活動調査(国勢調査を除く最大規模の調査)が された23年度の数値を基準として目標値を設定)。	登録期 受規的 目 任 直 近 し に 直 近
	国内機関との協力及び調整を踏まえた上ので、加国機大の協力を開発を指えた上のでの提供、国際会議での対応、国際の協力の動向等を国力の公的統計整備に適時適切に一層推進する。	国際の計省を野なすが、の国等が対象での、国等が対す、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		国進関係の 国進関係の をかい情報る をのの、情報る をのので でので でので ので ので ので のので ので のので のので のので のので のので のので のので のので ののので のので ののので のので ののので ののので のので ののので のののの のので の。 のので のので	27年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	我が国の公的統計の質及び国際比較性を高めるためには、国際会への積極的な参加を行う等の国際協力が重要であることはもちろあるが、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により道切に反映させる措置を講じることも必要である。これまで統計の協力の総合的な推進に受するため「国際統計に関する関係府省会議」を開催し、情報共有を図ってきたところであるが、同会請用方法を含め、情報共有の一層の推進が必要であることから指標て設定。	ろんで 適い の の の の り 連 の 活 に る は り に り に り に り に り に り に り る り る り る り る

	5	基幹統計調査について、統計委員会等から認力による場合を関して「今後の答申にされているもののうち、更けれているものののでのではいる。 年度に調査計のにおいる特別に対する措置を講じている割合	87. 5%	25年度	90%以上	27年度	90%以上		統計委員会等からの答申において示された「今後の課題」に着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。
社会経済情勢を把握するための基 本的かつ重要な統計を確実に作成	6	統計局所管統計について、 経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施 し、各年度中に公表が予定 されている統計データを遅 滞なく公表する	99. 7%	25年度	100%	27年度	100%		統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。
本のかり里安は城市1を推失に下成し、国民に提供すること	7	いる産業連関表について、 平成23年(2011年)産業連	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始	連報など下版 ための基礎資 作成・収集を 25年度 成27年6月目途で こ上で、推計 27年度 27年度 27年度		速報の公表(平成26年12月 目途)	確報の公表(平成27年6月目途)	基幹統計の一つである産業連関表は、10府省庁で共管し、総務省が作成業務の総括等を担っている加工統計であり、国民経済計算の作成や経済波及効果の分析に不可欠とされる重要な統計であるため、予定しているスケジュールどおりの公表を、指標として設定。	
平成27年国勢調査の実施における オンライン調査の推進	8	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数	平成22年国勢調査 においてはオンラ 実施したまないでは、 シ調査(東京都の み実施)の世帯総 数に対する回答数 約53万世帯	22年段	全国規模でオンラ インのまた、、	27年度	_	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。	平成27年国勢調査は、全国約5100万世帯を対象とする大規模周期調査で、今回全国規模でオンライン回答を可能とする初めての試みであり、平成24年と平成25年に実施した試験調査の結果、平成24年が25%、平成25年が23%と、どちらも20%を超えていることから、目標値を約1000万世帯以上に設定。
統計情報を的確に提供することに	9	統計局所管統計について主 要5紙(朝日、読売、毎 日、日経、産経)に掲載さ れた記事数	864件	25年度	年間870件以上	27年度	年間870件以上	年間870件以上	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。
り統計利用者の利便性の向上を  ること	10	統計局所管統計結果につい て各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数	669件	25年度	年間670件以上	27年度	年間670件以上	年間670件以上	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進(即ち年次報告書掲載件数の増加)が見込まれることから指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標値を設定(同程度))。

		11	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等統計データの利用件数	2, 292万件	25年度	年間3,000万件以	上 27年度		12,500万件以上	年間3,000万件 年間4,500万件	‡以上 計デのを な施	は計利用者の利便性の向上やコンテンツの充 情報の利用の促進が見込まれ、さらに25年 データを取得できるAPI機能の試行提供を開射 利用の促進が見込まれることから指標とし 基準として、目標を設定(25年度集線以日 お、平成26年度からAPI機能及び統計 もであるのではが見るではがある は計利用者の利便性の向上やコンテンツの充 情報の利用の促進が見込まれることから指	度から、機械的に統計 計し、飛躍的に統計情報 て設定(平成25年度実績 ))。 IS機能の本格運用を実 。 実を図ることにより、統
		12	統計局ホームページの総利 用件数	3,997万件	25年度	年間4,500万件以	上 27年度				な	E実績を基準として、目標を設定(25年度実 お、平成26年度から統計局ホームページの - め、目標値は変動する可能性がある。	
	を的確に提供することに 利用者の利便性の向上を (同上)	13	総合統計書の刊行冊数及び 予定のとおり刊行がなされ ているか	年刊: 8 冊 ・日本統計 午鑑 (11月)・日本の統計 (3月の統計 (3月の統計 (3月の統計 (3月)・Statistical Handbook of Japan (9月)・PSI(ボケット統 計情報)年報計指標 (2月)・社会道所 ・統計でみる。22日でいた。3月でかた。3月でかた。3月である。4月の町村のすがた。6月)	25年度	年刊: 8 冊 ・日1月本の統計 ・日1月本の統計 ・13月界の統計 ・3月界の統計 ・31月の統計 ・31月の統計 ・31月の統計 ・31月の統計 ・31月の本 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・31日の表 ・41日の ・41日の ・41日の ・41日の ・41日の ・41日の ・41日の	27年度 流 清標 (i.fr (i.fr (i.fr	・日本のの ・Btatis Japan(S ・PSI(オ ・特 ・研 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計年鑑(11月) 統計(3月) 統計(3月) tical Handbook of 9月) ポケット統計情報) 月) 活統計指標一都道 標一(2月) みる都道府県のす 月) みる市区町村のす	年刊:8冊 ・日本統計年鑑(11 ・日本の統計(3月 ・世界の統計(3月 ・Statistical Hand Japan(9月) ・PSI(ポケット統計 報(10月) ・社会生活統計信用(2月) ・社会性活標一(2番道府 た(2月) ・統計でみる市区町 た(6月)	))) )) ibook of 計情報)年 是一都道府 「県のすが 総の	8合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行 利用者の便に寄与するため指標として設定	
	達成(開始			24年度	i	(執行額) <sup>(※2)</sup> 年度	26年度	_ 関連する 指標			達成手段の概要	要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
(1)			等事業(経常調査等) 21年度)			5,:	81百万円	6,9,10, 12,13					0148
(2)			等事業(周期調査) E9年)			9,3	13百万円	8~10					0149
(3)						10,	247百万円	1~5,7					0150
(4)			統計研修所運営事業 45年度)			2	73百万円	1~5					0151
(5)			務の最適化事業 18年度)			8.	26百万円	11,12					0152
	政策の予算額・執行額								・ 係する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	施政方針演説等の名称 公的統計の整備に 関する基本的な計 画(閣議決定)	年月日 平成26年3月25日	関係部分(抜粋) 以全般的に関係	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(総務省26一20)

	_								
政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	₹20∶消防防災体制の充実強化						作成責任者名	消防庁総務課長 横田 真二
政策の概要	頻発	としている。また、国際情勢・社会 いる。こうした中、国民の生命、身体	莫地震が発生する可能性があるとともに、実際に 経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の なび財産を災害から守るため、消防防災・危機 の認識と理解を向上させるための総合的な政策	の大規模事 管理体制の	放の危険性が高まっ 砂強化を図るととも	<b>ī庁総務課</b>	他14課室	分野【政策体系上 の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】			或社会の変化による災害の態様の複雑多様化な 災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向		災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅	速な対応が	求められている。こ	政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	測定指標の	選定理由及び目標(値	⑤(水準・目標年度)の設定の根拠
Jアラート等による災害情報伝達 手段の多重化・強化を図ることに		全国瞬時警報システム(J- ALERT)自動起動機の整備率	93. 2% (平成26年3月31日現在)	25年度	99%以上	26年度	いて、全国瞬時警報災害時の国民への情	吸システム(J−ALER1 青報伝達体制を強化	整備の促進により、全ての市町村にお )の自動起動機等を整備することは、 することとなり、消防防災体制の充実 设定(国民保護に関する基本指針)
より、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること		市町村防災行政無線(同報 系)の整備率	78.3% (平成25年3月31日現在)	25年度	整備率の向上	26年度	達体制を強化するこ ら、指標として設定	こととなり、消防防st と。なお、市町村防st	率の向上は、災害時の住民への情報伝 炎体制の充実強化につながることか 炎行政無線は、各自治体が整備するこ ないため、方向性のみ示したもの。
消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑 化を図ること		消防救急無線のデジタル化 整備済団体数	30.9% (平成26年3月31日現在)	25年度	60%	26年度	隊の活動の円滑化に 波法に基づく周波数	こ資するため、指標。	災害等が発生した場合の緊急消防援助 として設定。なお、消防救急無線は電 年総務省告示第471号)により、平成28 されている。
	4	消防団員数	消防団員数 868,872人 うち女性消防団員数 20,785人 うち学生消防団員数 2.417人 (平成25年4月1日現在)	25年度	消防団員数の増加 (対前年度増)	26年度	め多数の要見を見を必りる数の要を見をしているできません。 対象でを果ながる団くかます。 対に、果たのは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	要とする地震等大規 におり、消消に とから、消消に した した した した いか率が、 はない に は が強い 女性 は が は い は に は に は に は に は に は に は に は に は に	中、地域の安全確保という消防団の役 着して生活しており、地域コミュニ の確保が重要であることから、指標と ところ、若年層を中心とした消防団へ 消防団員数の増加が地域における防災
消防団の充実強化・安全対策の推 進等により、地域防災力の強化を 図ること	5	自主防災組織の組織活動カバー率	77.9% (平成25年4月1日現在)	25年度	自主防災組織の組織活動カバー率の増加 (対前年度増)	26年度		大規模災害発生に	唇軽減のための地域レベルの取組を推構えた地域防災力の向上につながるこ
	6	消防団協力事業所表示制度 導入市町村数	978市町村 (平成25年4月1日現在)	25年度	1, 000市町村	26年度	くことが、地域にお	おける総合的な防災: 協力事業所表示制度:	度導入市町村数を毎年度増加させてい 力の強化につながり、将来的に、全て を導入することを目指していることか
	7	防災拠点となる公共施設等 の耐震率	82.6% (平成25年3月31日現在)	25年度	85%	26年度	急対策の実施拠点やすものであり、防災	や避難所になるなど、 災拠点となる公共施	るほか、地震災害の発生時には災害応 防災拠点としても重要な役割を果た 投等の耐震率の増加が、地域における から、指標として設定。

ツロナロナバ ナーロ の お け /ロ ソチュー 1									
済防防災施設の整備促進により、   住民生活の安心・安全を確保する   こと			96, 457基 (平成25年 3 月31日現在)	25年度	耐震性貯水槽の整備数の増加	26年度	大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防 災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。		
緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと		緊急消防援助隊の登録隊数	4,594隊 (平成25年4月1日現在)	25年度	4, 694隊 (平成26年4月 1 日現在)	26年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊 の充実強化が必要であることから、指標として設定。目標値については、首 都直下地震等への態勢を見据え、平成26年3月に消防組織法に基づく計画に 示しており、今後、政府において示される南海トラフ地震の被害想定などを 受けて、消防庁としても基本計画の必要な見直しを検討。		
	10	補助金及び無償使用にによる緊急消防援助隊の車両等 の整備			1, 600件	26年度	大規模災害や特殊災害に備え、被災地に確実かつ迅速に部隊を投入できるよう、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、必要な車両や資機材等の整備を図る必要があることから、指標として設定。		
消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を 図ること	11	消防防災分野の研究開発	・研究成果による知見等を踏まえた技術基準等の改正や施策等への反映件数 (法令改正等の件数) 12件 ・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 103件 ・他の研究機関への技術協力件数 25件	25年度	・研究成果による知見等を踏まえた技術基準等の改正や施策等への反映 ・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施 ・他の研究機関への技術協力の実施		災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。		
消防庁危機管理機能の充実・確保 により、消防庁の危機管理能力及 び地方公共団体と連携した災害対 応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携 して実施した訓練の実施回数 36件	25年度	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携 して実施した訓練の実施	26年度	代替拠点を含む消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。		
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化や高度化を図るとともに、大規模が実時にも継続的に災害体に急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること	13	消防庁所管情報システムの 最適化	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費経費の削減額 51,416千 円(整理) ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 32%(整理中)	25年度	○運用・保守経費の削減 ・削減額の増加 ・削減率の向上 ○更新に際し必要に応じたシステムの機能 強化・高度化の実施	26年度	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図る。また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ることが重要であることから、指標として設定。		
	14	消防の広域化の推進状況	全国の消防本部数 767本部 小規模消防本部数 462本部 (平成25年3月31日現在)	25年度	全国の消防本部数の減少(対前年度減) 小規模消防本部数の減少(対前年度減)	26年度	小規模消防本部(管轄人口が10万人未満の消防本部)においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあること等が指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。		
消防・救急救命体制等の充実強化 により、消防防災・危機管理体制 の強化を図ること		受入医療機関の選定困難事 案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.9% 小児傷病者搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 5.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病と事業割合 2.9% 教命救急センター等搬送事案 5.4% (平成24年中)	25年度	救急患者受入医療機関の選定困難事案の割 合の低下	26年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実 により、受入医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられる ことから、指標として設定。		
33.000	16	心肺機能停止傷病者への応 急手当実施率(救急現場に おいて住民により実施され たもの)	44.3%(平成24年中)	25年度	応急手当実施率の向上	26年度	応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として 設定。		
	17	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止 の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率 11.5%	25年度	救急搬送における救命率の向上	26年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設 定。		
	18	国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊登録隊員 に対する教育訓練実施回数・参加人員	実践戦的訓練等 4回実施 参加人数 220名 (登録隊員599名)	25年度	IRT連携訓練 2回 指導員講習会 1回 IRTセミナー 1回 参加人数●人	26年度	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることから、指標として設定。 3か年を1サイクルとして、1サイクル(平成26年度~平成28年度)で全ての国際消防救助登録隊員(599人)を訓練・研修等に参加させることを目標として設定。		

火災予防・危険物事故防止対策等 の推進により、火災等の災害から 生命や財産を保護すること	19	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	1,016人 (平成24年中)	25年度	平成27年までに平成17年(1,220人)から半 滅	28年度	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる 推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、 住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれ ることから、指標として設定。	
	20	住宅用火災警報器の設置率	79.8% (平成25年6月1日現在)	25年度	推計設置率の向上 (対前年度比)	26年度	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、 国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	21	防火対象物定期点検の実施 率の向上	62.2% (平成25年4月1日現在)	25年度	65%	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、防火対象物となる建物の定期 点検を実施することが、防火対象物の安全性の向上につながり、国民の身近 な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	22	特定違反対象物数の改善	217件 (平成25年4月1日現在)	25年度	特定違反対象物数の減少 (対前年度減)	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、法令違反対象物の是正指導体制の強化を図ることが、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	23	危険物施設における事故件 数(震度6以上の地震によ り発生した件数を除く。)	556件 (基準年度から起算した 過去5年間の平均事故件数)	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事 故件数の低減	26年度	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件 数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につなが ることから、指標として設定。	
		石油コンビナート等特別防 災区域の特定事業所の事故 件数 (震度6以上の地震に より発生した件数を除 く。)	219件 (基準年度から起算した 過去5年間の平均事故件数 (地震事故を除く。))	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事 故件数(地震事故を除く。)の低減	26年度	石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災 区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につなが り、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国 民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として 設定。	
消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること	25	消防防災施設等の災害復旧	補助金による消防庁舎の復旧数 20件(整理中)	25年度	補助金による消防庁舎の復旧数の増加	26年度	東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復 旧を緊急に実施する必要があることから、指標として設定。	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※2)</sup>			関連する		ji	平成26年行政事業		
		24年度	25年度	26年度	指標		レビュー事業番号			
(1)	緊急消防援助隊機能強化(平成〇年度)			6,220百万円	3.9,10					0153
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の 充実強化(平成〇年度)			1,891百万円	8,14~18					0154
(3)	消防団等地域防災力の充実強化(平成〇年度)			625百万円	4~7					0155
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化(平成〇年度)			393百万円	1,2					0156
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保(平成20年度)			730百万円	12,13					0157
(6)	火災予防対策の推進(平成20年度)			104百万円	19~22					0158
(7)	危険物事故防止対策の推進(平成〇年度)			114百万円	23					0159
(8)	コンビナート災害対策等の推進(平成〇年度)			36百万円	24					0160
(9)	消防防災分野の研究開発(平成23年度)			352百万円	11					0161
	政策の予算額・執行額						施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋	)
							第百八十六回国会 における安倍内閣 総理大臣施政方針 演説	平成26年1月 24日	九 安心を取り戻す 災害から入命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底 するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作 成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・滅災、老却 化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。	
						系する内閣の重要政 針演説等のうち主な	第百八十六回国会 (常会)総務委員会 における総務大臣 所信表明	平成26年2月 18日	II 命をまもる 消防行政については、大規模な地震や風水害等に備え、消 体制の拡充・強化が喫緊の課題となっております。 このため、緊急消防援助隊を拡充することとし、コンビナート に即応するドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設などの大 隊に取り組んでまいります。 また、昨年成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実 関する法律」に基づき、消防団の加入促進、処遇改善、装備・ 充実などを推進してまいります。 さらに、昨年、高齢者福祉施設及び有床診療所等で生じたり おいて多数の犠牲者を出したことを踏まえ、再発防止と防火支 徹底に積極的に取り組んでまいります。	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。